

第 2 次 桐 生 市 地 域 福 祉 計 画

第 2 次 桐 生 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

桐 生 市
桐生市社会福祉協議会

はじめに



近年、地域社会を取り巻く状況は、地域の相互扶助機能が低下していると言われることが久しくなり、少子高齢化、核家族化、都市化の進展や生活様式の多様化がより進むなか、身近な地域における住民同士の連帯感もますます希薄化してきているといえます。

また、新たな社会問題といわれていた家庭内暴力、虐待や引きこもりなども一般的な社会問題として考えられるようになってまいりました。

このような社会の状況に対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、現在の公的サービスだけでなく地域福祉をさらに充実させていくことが必要であり、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進させ、地域の住民同士が互いに助け合い、支え合い、地域福祉の課題に取り組んでいくことが重要となっております。

本市では、平成22年3月に第1次の桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を推進してまいりました。このたび、第2次桐生市地域福祉計画・第2次桐生市地域福祉活動計画を策定し、「一人一人のくらしを地域全体で支え合えるまち」を基本理念として、住民や自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、障害者団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、行政などが互いに連携し、協働しながら、地域の住民同士が互いに助け合い、支え合えるまちを目指し、地域福祉を推進してまいります。

市民のみなさまにはこの計画の主旨をご理解いただき、計画の推進にご協力していただければ幸いです。

本計画の策定にあたりましては、慎重かつ熱心にご審議いただきました桐生市地域福祉計画推進委員のみなさまをはじめ、アンケート調査、地区懇談会などを通じて貴重なご意見をいただいた市民並びに関係者のみなさまに心からお礼申し上げます。

平成27年 3月

桐生市長 亀山 豊文

はじめに



近年の少子高齢化の急速な進展と近隣との結びつきや地域社会との関わりが希薄化する中で、地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、福祉ニーズは多様化・増大化の一途をたどっております。また、孤独死、虐待、自然災害等、地域における新たな福祉課題が生まれています。

このような情勢のもと、「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」と位置づけられる社会福祉協議会は、住民参加の福祉活動を基軸に、地域における福祉課題を解決するために関係機関と連携し、地域福祉を推進してまいります。

平成22年3月に策定した第1次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画の基本目標を踏襲しながら、成果や課題を見直し、新たな福祉課題や福祉ニーズに対応するため、総合的な理念計画である桐生市地域福祉計画をうけ、実際に目に見えるような事業や施策を桐生市地域福祉活動計画で展開してまいります。

本計画の実現にあたっては、当会職員が一体となって推進していくことはもちろんですが、地域の皆様と地域福祉に関わる関係機関と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

本計画の作成にあたってご尽力いただきました桐生市地域福祉活動計画推進委員会委員長をはじめ、委員の皆様、そして地区別懇談会等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様の協力に対し、心からお礼を申し上げます。

平成27年 3月

桐生市社会福祉協議会長 笠井 秋夫

目 次

(ページ)

第1章 第2次計画について

第1節	第2次計画の作成と背景について	1
第2節	計画の目的	
1	計画の位置づけ	2
2	計画の目的	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の方針	
1	第2次桐生市地域福祉計画の方針	4
2	第2次桐生市地域福祉活動計画の方針	4
第5節	作成の方法	
1	桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会	6
2	桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会	6
3	地域の現状や課題の把握方法	6

第2章 地域福祉に関する桐生市の現状

第1節	桐生市の現状	
1	人口及び世帯数の状況	7
2	少子・高齢化の状況	7
3	障がい者の状況	9
第2節	地域の現状と課題	
1	地域福祉に関するアンケート調査結果（市民対象）	11
2	地域福祉に関するアンケート調査結果（福祉団体関係者対象）	14
3	桐生市地域福祉活動計画地区別懇談会の結果	15

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本目標	
1	地域福祉計画の基本目標	16
2	地域福祉活動計画の基本目標	17
第2節	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の体系図	18

第4章 地域福祉計画及び地域福祉活動計画（各論）

第1節 基本的な生活の安全安心の確保

1	福祉サービスなどの整備・充実	19
2	適切な情報の提供	20
3	相談支援体制の充実	21
4	地域における権利擁護の推進	22
5	災害時などの支援協力体制	23

第2節 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

1	地域福祉推進のための協働	24
2	地域全体によるネットワーク化の推進	25
3	ネットワークによる支援が必要な人の把握と その支援体制の整備	26

第3節 市民活動の推進による生きがいづくり

1	市民活動の推進	27
2	活動拠点としての施設の活用	28
3	健康・介護予防の推進	29
4	地域の人材育成	30

第4節 住民相互の協力による地域生活の充実

1	住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	31
---	--------------------------	----

第5章 計画の推進体制

第1節	計画の推進体制	32
-----	---------	----

資料編

○	地域福祉に関するアンケート調査結果（市民対象）	33
○	地域福祉に関するアンケート調査結果（福祉団体関係者対象）	46
○	地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会報告	50
○	桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱	62
○	桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	64

「障害」と「障がい」について

近年、「障害」の「害」という文字が「『害悪』や『公害』など『否定的』で『負』のイメージが強く、別の文字で表現すべき」などの意見があり、各面で「障がい」、「障碍」などの表記へ変更していこうとする動きがあります。このため、本計画については、法令などの固有の名称を除き、「障がい」と表記しています。

第1章

第2次計画について

第 1 節 第 2 次計画の作成と背景について

本市では、社会福祉法第 107 条に基づき、平成 22 年 3 月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、第 1 次の桐生市地域福祉計画を作成しました。また、これに連携して実際の活動・行動計画として桐生市社会福祉協議会が第 1 次の桐生市地域福祉活動計画を作成しました。

第 1 次の計画では、社会福祉法の理念に基づき地域における福祉サービスの適切な利用促進のほか、社会福祉を目的とする各事業の健全な推進、地域福祉活動への住民参加の促進などを発展させることにより地域福祉を推進してきました。具体的には、各福祉法に基づいた行政計画やその他行政事業などと連携・調整を横断的に図り、地域福祉の総合的な推進を図ってきました。また、活動計画においては、社会福祉協議会が「住民活動主体」という活動方針に基づき、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、市民の自主的・自発的な福祉活動を積極的に促進し、その組織化を進めてきました。

近年は、高齢者世帯が増加し、夫婦や親子ともに高齢者であることや核家族化の一段の進展、なにより隣近所をはじめとする地域のつながりの希薄化により、さまざまな弊害が生じており、社会の大きな問題となっています。この現象は本市においても顕著であり、地域を取り巻く環境は多くの福祉課題を抱えています。

このため、今回の計画では第 1 次計画の内容を総合的に踏襲しながらも、各アンケート調査や地区別懇談会で現状を把握し、必要な見直しを行いました。そして、「住民活動主体」を念頭として、地域福祉活動計画を主体とした具体的かつ行動的な内容を中心に展開しながら、第 1 次計画の「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念を引継ぎ、住民が互いに助け合い、支え合えるまちを目指します。

第2節 計画の目的

1 計画の位置づけ

本市地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づき、同法同条の項目「1. 地域における福祉サービスの適切な利用促進に関する事項」、「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を内容に反映させた総合的な理念計画としています。また、この計画をうけた具体的な計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携など、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

2 計画の目的

第1次計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画はそれぞれの立場において、計画を推進していましたが、第2次計画において両計画は連携して地域における福祉課題に対応し、住民、行政、社会福祉協議会、地域の団体やサービス提供事業者などさまざまな関係者と関係機関が互いに理解し協力し合いながら、地域住民一人一人が安心して生活できる「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という地域の実現を目指します。

【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 計画の期間

両計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整などを考慮し、3年を目安に市民調査を実施し、必要であれば見直しを行います。

（桐生市における関連計画の期間）

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
桐生市新生総合計画（20年度から10年間）													
					第2次桐生市地域福祉計画 （5年間）								
					第2次桐生市地域福祉活動計画 （5年間）								
					第6期 桐生市高齢者保健福祉計画 （3年間）								
		桐生市障害者計画（10年間）											
					第4期桐生市障害福祉計画 （3年間）								
					桐生市子ども・子育て支援事業計画 （5年間）								
		元気織りなす桐生21（第2次）（10年間）											

第4節 計画の方針

1 第2次桐生市地域福祉計画の方針

今回の第2次桐生市地域福祉計画については、第1次計画に引き続き、桐生市の総合計画である「桐生市新生総合計画」を上位計画として、同計画の2章4節に規定する「地域福祉の充実」を推進していきます。同様に老人福祉法、介護保険法に基づく「桐生市高齢者保健福祉計画」、子ども・子育て支援法に基づく「桐生市子ども・子育て支援事業計画」、障害者基本法に基づく「桐生市障害者計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「桐生市障害者福祉計画」、健康増進法、食育基本法に基づく行政計画「元気織りなす桐生21」などと横断的に連携していきますが、福祉を大きく市民福祉と捉えると生活全般が対象となり、福祉計画として内容が希薄となるので、第2次計画は各福祉計画、事業等の範囲内で計画を作成します。そのことから、第1次計画の第4章第4節第2項の内容については本計画内に取り込まず、今後は各事業担当と連携、連絡調整していく形にします。

また、第2次計画は総合的な理念計画として位置づけ、具体的な計画やその推進については、各部門の福祉計画や「住民活動主体」を念頭として、行動的な内容を反映させた社会福祉協議会の地域福祉活動計画を中心として展開していきます。

2 第2次桐生市地域福祉活動計画の方針

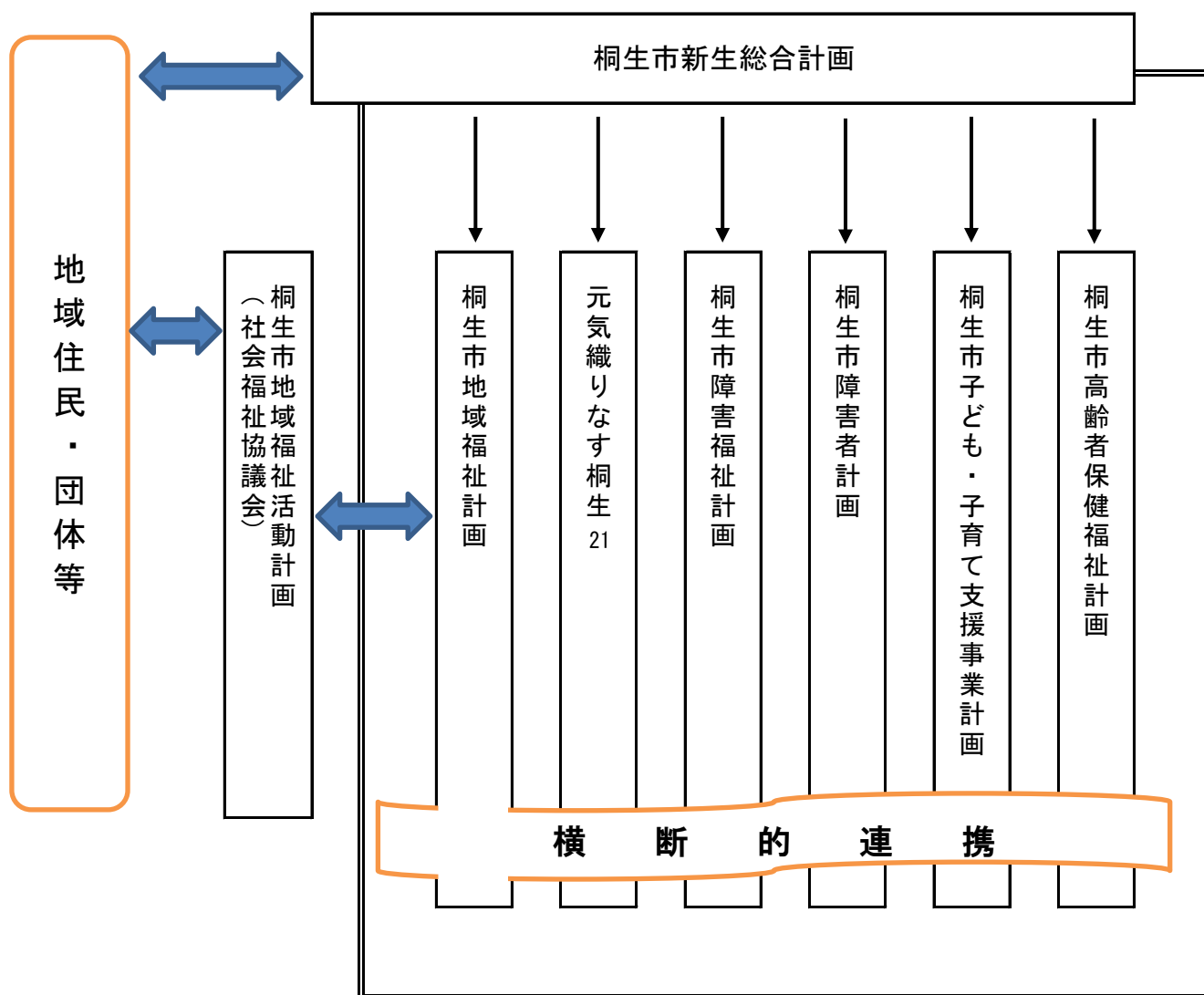
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が作成し、住民、地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して作成する地域福祉の推進を目的とした行動計画です。

元来、社会福祉協議会においては、「住民活動主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。また、福祉サービスがお互いに拡充されるよう、情報交換などを行い、みどり市社会福祉協議会をはじめ、近隣の社会福祉協議会との連携を図っていきます。

そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画は、総合的な理念計画である地域福祉計画をうけ、実際に目に見えるような事業や施策を展開していきます。

また、今回は地域福祉計画内に地域福祉活動計画の内容を載せて、両計画の位置づけや住民とのつながりを明記しています。

(地域福祉計画・地域福祉活動計画と地域・住民、関連計画との関係)



第 5 節 作成の方法

1 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会

桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者など 24 人の委員で構成され、両計画の全般について審議を行いました。

2 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会

推進委員会の作業を円滑にするため桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会作業部会を設置しました。同部会は、市職員 6 人及び社会福祉協議会職員 3 人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

3 地域の現状や課題の把握方法

（１）地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

両計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の 18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）を対象に市民アンケートを実施。835 人から回答を得ました。

（２）地域福祉に関するアンケート調査（福祉団体関係者対象）

両計画に地域福祉に対する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、推進委員会に関係する福祉団体の長など関係者 121 人対象にアンケートを実施。66 人から回答を得ました。

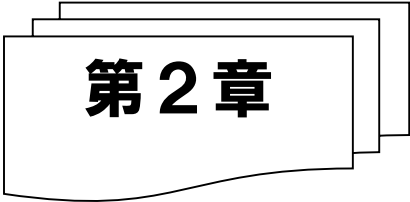
（３）地域福祉活動計画地区別懇談会

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて、参加者から意見をいただきました。

○開催回数 6 回 地域包括支援センター圏域別（新里、黒保根地区は別開催）

○参加者 自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員

○参加人数 延べ 283 人



第2章

地域福祉に関する桐生市の現状

第 1 節 桐生市の現状

地域福祉計画及び地域福祉活動計画につきましては5年計画です。このことから、比較の年は平成12年から5年ごとで、最終は平成26年にしています。基準日は各表に記載しました。

1 人口及び世帯数の状況

桐生市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。

	人口（人）			世帯数（世帯）
	男性	女性	計	
平成 12 年	55,832	59,602	115,434	41,868
平成 17 年	61,796	66,241	128,037	46,647
平成 22 年	58,765	62,939	121,704	46,688
平成 26 年	57,259	61,630	118,889	49,935

*平成 12、17、22 年は国勢調査（10 月 1 日現在）

平成 26 年は住民基本台帳及び外国人登録（9 月 30 日現在）から作成。

2 少子・高齢化の状況

（1）年齢階層別人口

桐生市の15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は、ともに減少傾向にあり、これに対し65歳以上の人口は構成比3～4%ずつの増加傾向にあります。

（上段：人、下段%）

	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	不詳	計
平成 12 年	14,943 (12.9)	75,739 (65.7)	24,728 (21.4)	24 -	115,434 (100.0)
平成 17 年	16,309 (12.7)	80,226 (62.8)	31,429 (24.5)	73 -	128,037 (100.0)
平成 22 年	14,353 (11.8)	72,413 (59.5)	34,625 (28.5)	313 (0.2)	121,704 (100.0)
平成 26 年	12,908 (10.9)	67,978 (57.1)	38,003 (32.0)	- -	118,889 (100.0)

*平成 12、17、22 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

平成 26 年は住民基本台帳及び外国人登録（平成 26 年 9 月 30 日現在）から作成。

(2) 高齢者人口・ひとり暮らし高齢者

桐生市における高齢化率は平成26年において32%であり、約3人に1人が高齢者となっております。また、ひとり暮らしの高齢者数につきましても年々、増加しています。

(単位：人)

	総人口	高齢者人口	高齢化率	ひとり暮らし高齢者数
平成12年	115,434	24,728	21.4%	2,547
平成17年	128,037	31,429	24.5%	3,944
平成22年	121,704	34,625	28.5%	4,642
平成26年	118,977	38,003	32.0%	5,328

*平成12、17、22年は国勢調査（各年10月1日現在）

平成26年は住民基本台帳及び外国人登録（平成26年9月30日現在）から作成。

ひとり暮らし高齢者数の平成12、17年は8月1日現在、平成22、26年は6月1日現在です。
長寿支援課資料より。

(3) 要支援認定・要介護認定状況

桐生市では、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加し続けています。

(4月1日現在、単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成12年	303	－	535	410	381	331	251	2,211
平成17年	613	－	1,700	835	634	572	445	4,799
平成22年	845	862	1,229	1,212	1,045	838	636	6,187
平成26年	1,019	1,067	1,251	1,356	1,052	974	698	7,417

*平成12、17年については、「要支援」と認定された者を「要支援1」へ記載している。

長寿支援課資料より。

(4) 児童扶養手当受給者世帯状況 (※)

桐生市において児童扶養手当を受けている世帯は、平成22年まで増加しましたが、平成26年では減少しています。

(単位：世帯)

	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	計
平成12年	519	278	55	852
平成17年	578	334	88	1,000
平成22年	689	342	81	1,112
平成26年	655	322	68	1,045

*子育て支援課事務事業報告書から引用。

平成12、17、22年は12月31日現在、平成26年については、平成26年9月30日現在。

子育て支援課資料より。

3 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の所持者 (※)

桐生市における身体障害者手帳の所持者は、平成22年まで増加しましたが、平成26年では若干減少しています。

(3月31日現在、単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成12年	918	679	608	716	378	253	3,552
平成17年	1,233	752	630	785	324	225	3,949
平成22年	1,548	807	648	887	284	241	4,415
平成26年	1,576	745	602	907	258	228	4,316

*福祉課資料より。

※児童扶養手当・・・父母が離婚するなどして父または母の一方しか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために支給される手当。

※身体障害者手帳・・・身体障害者福祉法に規定する身体障害者であることを確認するため都道府県知事が交付するもの。交付される等級は、重い順に1級から6級に分かれている。

(2) 療育手帳の所持者 (※)

桐生市における療育手帳の所持者は、年々増加しています。

(3月31日現在、単位：人)

	A	B	計
平成12年	183	275	458
平成17年	208	346	554
平成22年	275	590	865
平成26年	334	616	950

*福祉課資料より。

(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者 (※)

桐生市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加しています。

(3月31日現在、単位：人)

	1級	2級	3級	計
平成17年	125	80	38	243
平成22年	222	161	42	425
平成26年	228	189	73	490

*福祉課資料より。

※ 療育手帳・・・知的障害者が各種福祉制度の支援を受けやすくするため都道府県知事が交付するもの。障がいの程度として「A（重度）」と「B（中度～軽度）」に分かれている。

※ 精神障害者保健福祉手帳

・・・精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者であることを確認するため都道府県知事が交付するもの。障がいの程度は、重い順に1級から3級に分かれている。

* 本節の各表のうち平成17年6月13日以前の数値は、旧桐生市（旧新里村、旧黒保根村を除く）分についてのみ掲載。

第 2 節 地域の現状と課題

1 地域福祉に関するアンケート調査結果 (市民対象：資料 33～45 ページ)

両計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の 18 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）を対象に市民アンケートを実施。835 人（回答率 41.8%）から回答を得ました。このアンケートは地域福祉に関する市民の意識を調査したもので、結果は次のとおりです。

(1) 近所との関わり

- ・現状の近所付き合いについては、「ある程度付き合っている」、「あまり付き合いがない」で約 8 割を占めていました。このことから近所とは必要以上のつきあいはないということが考えられます。また、1 世代前に比べて付き合いが希薄になっていることが伺えます。

- ・近所付き合いに対する考え方は、「親しく相談したり助け合ったりすることは当然だと思う」、「日常生活で助けになることが多いので必要だと思う」が 7 割以上を占めていました。実際の付き合いがない反面、気持ちは持っているということが伺えます。また、その他で「非常時に必要」との意見もありました。

- ・近所の人困っている人がいる場合の手助けは、「自ら進んで手助けを行っている」、「求められて手助けをしたことがある」、「心がけているが、機会がない」がほとんどを占めていました。手助けは積極的にする、したいとの気持ちがあると伺えます。

(2) 地域活動

- ・地域活動については、「ある程度参加している」が最も多かったですが、「あまり参加していない」、「まったく参加していない」が半数を占めていました。地域活動については、半々で参加、不参加が分かれていました。地域活動、地域への意識が人によりほぼ正反対に違うということが伺えます。

- ・地域活動の種類は、「地域の祭り、運動会、文化祭」、「清掃活動、公園管理」といった活動が主で、福祉に関する活動については関心が薄い、参加しづらいと考えられます。参加の主な理由としては、義務感や昔から参加しているなど地域の一員としての意識によるものがほとんどでした。

- ・まったく地域活動に参加していない人については、「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」といった地域の人全員に情報が届いていないことが一番多く、続いて「他にやることが多い」といった個人の都合によるものが多かったです。情報の共有ができていないということが問題のひとつだと考えられます。

（３）福祉情報の入手

- ・福祉サービス等の情報の必要性のあった人は、約３割でした。
- ・情報入手については半分以上が「すぐに入手することができた」となっていますが、「時間がかかったが、手に入れることができた」との回答が約４割あり、福祉情報の提供が不足しているということが伺えます。
- ・情報入手先については、公的機関の窓口、市の広報紙など、回答者の約４割が行政から発信されている情報に依存していることが伺えます。また、民生委員やケアマネージャーなど身近な福祉関係者にも頼っていますが、地域福祉の推進拠点である社会福祉協議会へ頼ることが少なく、社会福祉協議会について、市民の認識が薄いことがわかります。
- ・今後の情報入手方法としては、市に頼りたいとの意見が多く、福祉情報の入手について時間がかかったり、わからないことがないように充実した提供方法の研究が必要であると考えられます。また、社会福祉協議会の役割を広く周知する必要があります。

（４）困りごとの相談

- ・暮らしのなかで困ったときに、誰かに相談したい人がほとんどでした。
- ・相談したい相手としては、「家族や親せき」が最も多く、続いて「友人・知人」でした。ほとんどの人が困りごとが起こったときは身近な人に相談し、それから公的機関に相談するものと考えられます。
- ・地域の相談員民生委員・児童委員については、ほとんどの人が関わったことがないとのことでした。また、民生委員・児童委員に関わったことのある人は、日常の困りごとや医療・介護の相談、福祉サービスの情報を提供してもらったなどとなっており、地域の相談員として十分、活用しているということが伺えます。

（５）福祉サービスの利用

- ・福祉サービスを利用したいと思ったことがあったかについては、「なかった」が半数以上でしたが、「あった」も４割の回答がありました。本市では高齢者が多いため福祉サービスへの相談事が多いことが伺えます。実際の利用については、ほとんどが「家族が利用した」ということで、高齢者家族が利用していることが伺えます。
- ・利用するときに困ったことでは「とくになかった」の比率が大きかったですが、項目ごとにそれぞれ困ったことはあるようでした。これは福祉制度等がすべてを網羅していないことを裏付けるものであると考えます。
- ・サービスを利用しなかった理由については、「家族で対応できた」が３割近くあるが、「サービスの利用方法が分からなかった」との回答も３割近くあることから、福祉サービスの更なる周知が必要であると考えられます。

(6) ボランティア・市民活動

- ・ボランティアや市民活動は半分以上が「活動したことがない」でした。また、「以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」との回答も多く、現在、活動していない人はアンケートを取った中で9割を越えていました。
- ・している（していた）活動の種類は、「地域での清掃活動」や「自治会、子ども会、PTAに関する活動」が多く、身近で参加しやすい活動には多く参加している（できる）ことが伺えます。反面、福祉に関する活動については、参加が少ないことが伺えました。
- ・活動のきっかけとしては、「地域をより住みやすいものにしたいから」、「社会や他人のためになる活動をしたいから」と自主的な活動の意識のある回答が半数近くでありましたが、「持ち回りの当番制となっていたから」、「友人・知人に誘われたから」といった他から促された形の活動の回答も多かったです。
- ・活動をしたことがない理由としては、「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」といった、情報の必要な人、ほしい人に届いていないことが一番多く、情報の伝達できていないということが問題のひとつだと考えられます。

(7) 安全・安心な暮らし

- ・災害時避難行動要支援者名簿については、8割以上の人が知らなかったという結果でした。
- ・災害時の災害弱者の支援者については、「分からない」という人が半数近くでしたが、「登録されてもよい」という人も次に多かったです。災害時に協力したい気持ちを持っている人たちも多くいるということが伺えます。また、「登録されたくない」、「分からない」と回答した人は、「災害時に自分が支援できるかわからないため」が最も多く、次に「制度の内容がわからないため」で、制度の周知が徹底していないことが伺えます。続いて、「災害弱者をどう支援していいかわからない」という回答も多く、支援に対する知識の啓発も必要であると考えられます。
- ・虐待、家庭内暴力などを見たり、聞いたりしたことがある人でそのときどうしたかについては、「家庭や近所で話をした」という回答が多く、個人では身近な人に話をする程度で公的な機関等にはあまり連絡はしないことが伺えます。

(8) これからの福祉に求めるもの

- ・福祉の担い手としては、回答が特に多いものは見当たりませんでした。が、「行政機関」が最も多い結果でした。また回答では「家族・親せき」、「福祉事業者」といった身近な人たちや専門の事業者など幅広い人が担い手としてふさわしいとあることから、これからの福祉は地域全体で担う必要があるとの意識が伺えます。
- ・桐生市の優先的施策としては、「在宅サービスの充実」が最も多く、次に「福祉施設の充実」、「市民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」、「相談窓口の充実」でした。このことは、現施策の情報提供をさらに充実しなければならないということと、今後、地域福祉計画や他の各計画に生かしていかなければならない回答であると考えられます。

2 地域福祉に関するアンケート調査結果 (福祉団体関係者対象：資料 46～49 ページ)

両計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、推進委員会に関係する福祉団体の長など 121 人を対象にアンケートを実施。66 人（回答率 54.5%）から回答を得ました。このアンケートは地域福祉に関する福祉団体関係者の意識を調査したもので、結果は次のとおりです。

(1) 活動内容

- ・活動の分野としては、「高齢者・障がい者の福祉活動」が多く、その他には「地域交流」活動が多くみられました。
 - ・活動の種類は、「親睦・交流」が多く、「行事への参加や人材派遣」、「相互の助け合い」など交流活動が主にみられました。
 - ・活動の頻度としては、「月に 1～3 回」、「週 1～3 回」が多く、定期的に活動をしている様子が伺えました。
 - ・活動地域としては、「市内」を中心に展開している様子が伺えました。
 - ・交流のある団体としては、「社会福祉協議会」が最も多く、これは社協が地域福祉の推進母体であると同時にボランティア団体などの活動を中心に運営しているものと考えられます。また、「町会、自治会」、「老人クラブ、婦人会」、「公民館」といった地域に密着している団体との交流が見られ、地域を中心に活動が行われている様子が伺えます。
 - ・地域活動を推進するうえでは、「地域の住民同士の付き合いが薄くなってきている」ことで活動が思うに任せられないことや「活動のマナー化」で退嬰的になっていること、また、「メンバーが忙しく」いつも同じメンバーでの活動になっているということが問題になっているようでした。
- また、「支援を必要としている人などの情報が得にくい」や「情報を提供する場や機会がない」など情報を発信する側の問題もあると考えられます。

(2) これからの地域福祉活動

- ・活動を活性化させる施策としては、「情報の PR」や「いつでも活動に参加できる仕組みづくり」、「活動リーダーの養成」などが多くの回答を得ました。これは個人個人に対する施策がさらに必要であると考えられます。

(3) その他福祉団体関係者主な意見

- ・自分たちにできることを継続して取り組むことが大切である。また、団体と連携し、活動することが有効だと思う。
- ・核家族化で世代間交流が減少しているなかで、交流を考慮した活動を進めればよいと思う。
- ・地域の人々が助け合う仕組みづくりを構築すると良いと思う。そういった啓発（広報など）をするべきだと思う。

3 桐生市地域福祉活動計画地区別懇談会の結果 (資料 50～61 ページ)

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて話し合い、意見をいただきました。地域包括支援センター圏域（新里、黒保根地区は別開催）で6回開催し、自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員で構成され、延べ283人が参加しました。

(1) 地区別懇談会内容

・地区別懇談会は社会福祉協議会が主催し、「①第1次計画の評価について」、「②地域福祉課題の重点項目について」、「③誰がどう担うか、解決に向けて」の項目で話し合われました。主な内容は次のとおりです。

①第1次計画の評価について

- ・計画について知らなかった。
- ・サロン活動が活発になった。

②地域福祉課題の重点項目について

- ・単身高齢者及び高齢者のみの世帯への支援。
- ・サロン活動の充実が必要。新規参加者の取り込み。
- ・「元気おりおり体操」の参加者増加。
- ・災害時の要支援者の支援。
- ・福祉情報が必要な人に提供されていない。

③誰がどう担うか、解決に向けて

- ・既存のネットワークを活用していく。
- ・サロン等を活用し、地域住民同士が知り合いになる。

このようなことを踏まえ、地域福祉活動計画に反映させて事業や施策を展開していきます。



地区別懇談会の様子

第3章

計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本目標

第 1 次両計画では、地域住民の一人一人が地域福祉の推進に参画し、推進していくことを目標に、「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」を基本理念として掲げました。第 2 次両計画においてもこの理念を継承しながらその実現に向け、地域福祉に関するアンケートや地区別懇談会を踏まえて、基本目標を以下のとおりとしました。

1 地域福祉計画の基本目標

(1) 基本的な生活の安全安心の確保

住民が福祉サービス等を利用するうえで、サービス内容や利用方法、情報の入手方法がわからない場合があります。このことを踏まえてサービスが必要な人への情報の提供、相談体制の充実を推進していきます。また、虐待、家庭内暴力の公的機関への通報、情報共有や災害時・緊急時の災害弱者へ支援の充実を推進していきます。

(2) ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

高齢者、障がい者、子育て支援等、地域の福祉サービスにはさまざまなニーズがあり、その把握と適切な対応には住民、社会福祉協議会、市だけでなく地域全体の情報共有が必要です。そのためにさまざまな地域活動を通じたネットワーク化で住民、社会福祉協議会、市、その他団体が交流促進ができるような支援を推進していきます。

(3) 市民活動の推進による生きがいづくり

地域で市民活動やボランティア活動が「何を、いつどこでやっているかわからない」ということがないように社会福祉協議会の窓口において、情報の把握ができるように進め、その担い手の育成のため社会福祉協議会を中心に推進していきます。また、健康・介護予防について各行政福祉計画に基づいた事業展開について、住民それぞれの状況に合わせた情報提供を進めていきます。

※ 市民活動・・・社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動

※ ボランティア活動・・・個人が個人のために、また単発的に行うことのある活動

(4) 住民相互の協力による地域生活の充実

住民相互で近所付き合いがあまりない現状において、ともに支え合う気持ちも希薄になっています。住民同士が住みなれた地域で充実した生活が協力してできるように、関係機関と連携しながら支援の推進をしていきます。

2 地域福祉活動計画の基本目標

(1) 基本的な生活の安全安心の確保

地域福祉を推進する上で、基本的な生活の安全安心の確保のため、公的なサービスのみならず、住民の参加を主体とした、見守り活動等のインフォーマルサービスの整備・拡充を図るとともに、福祉情報の提供・収集については、既存窓口等の充実を図ると共に、新たなツールを用いての情報提供、アウトリーチ機能（※）強化を図ります。また、災害時要援護者支援に対する研究・整備を図ります。

(2) ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

核家族化・地域コミュニティの変容に伴い、地域における共助機能が低下しています。各種機関との連携に向けて、地域福祉コーディネーターを設置します。問題早期の発見・専門機関と連携して解決を図ります。

(3) 市民活動の推進による生きがいづくり

市民活動の推進による生活課題の把握と生きがいづくりの推進のため、各世代に効率的な方法で地域福祉情報・ボランティア情報の発信を行い、地域福祉活動・ボランティア活動の推進を図ります。併せて、既存ボランティア団体に対する支援を行い、活動の活性化を図ります。また、長寿センター・集会所等、地域に密着した施設を拠点として、健康・介護予防への推進を図ります。

(4) 住民相互の協力による地域生活の充実

地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、新たな地域福祉課題が生まれています。サロン活動等を通じて、住民が助け合える共助の仕組みの構築を図ります。

※アウトリーチ機能・・・社会福祉の利用を必要とする人々のすべてが、自ら進んで申請するわけではありません。そこで、むしろ社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取り組みのことを指す。

第2節 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の体系図

【基本理念】 一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち

地域福祉計画・地域福祉活動計画

【第1節】 基本的な生活の安全安心の確保

- 1 福祉サービスなどの整備・充実
- 2 適切な福祉情報の提供
- 3 相談支援体制の充実
- 4 地域における権利擁護の推進
- 5 災害時などの支援協力体制

【第2節】 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

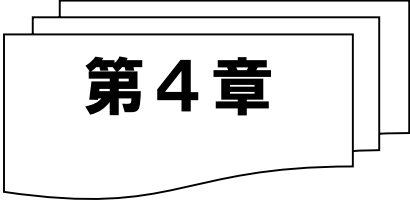
- 1 地域福祉推進のための協働
- 2 地域全体によるネットワーク化の推進
- 3 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備

【第3節】 市民活動の推進による生きがいのづくり

- 1 市民活動の推進
- 2 活動拠点としての施設活用
- 3 健康・介護予防の推進
- 4 地域の人材育成

【第4節】 住民相互の協力による地域生活の充実

- 1 住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実



第4章

地域福祉計画及び 地域福祉活動計画（各論）

第 1 節 基本的な生活の安全安心の確保

1 福祉サービスなどの整備・充実

— 現状と課題 —

- ▼高齢者の夫婦、親子の世帯が多く、福祉サービスを利用したい人が多い。
- ▼地域によっては受けたいサービスが違う。
- ▼在宅サービスや高齢者、障がい者、子どもの福祉施設の充実を望む声が多い。

— 解決への方向性 —

- 高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画などに基づく福祉サービスの拡充。
- 地域での必要なサービスの調査、検討。
- 各行政福祉計画に基づく、公共福祉施設などの整備・拡充。
- 制度の狭間の生活課題に対応するため、住民参加を主体とした地域福祉活動の充実。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

○国や県の動向も踏まえ各福祉行政計画に基づき福祉サービス及び公共施設のさらなる整備・拡充を進めます。

○地域ごとの必要なサービス提供についての推進を図っていくようにします。

○福祉サービスが利用しやすくなるように内容、利用方法を簡潔に公表していきます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

○サロン活動や見守り活動などの拡充を図り、住民参加を主体とした地域福祉活動の充実を図ります。

○地域福祉活動を円滑に推進するため、個人情報取り扱いを検討します。

○地域福祉活動の財源確保のため、共同募金運動に協力します。

地域の取り組み(住民)

○福祉サービスについて住民相互で知りえた情報を交換し、行政や福祉関係団体に確認して適切なサービスを利用していく。

○サロン活動及び見守り活動に参加し、住民相互、社会福祉協議会、市と連携しながら地域福祉を推進していく。

2 適切な福祉情報の提供

— 現状と課題 —

- ▼必要な福祉情報が集約されておらず、情報が入手しづらい。
- ▼福祉情報の入手に時間がかかる。
- ▼福祉情報のほとんどを公的機関の窓口、市の広報紙に頼っている。

— 解決への方向性 —

- その人自身に必要な福祉情報が得られるように、継続して公的機関の窓口、市の広報紙を充実させる。
- 情報取得が容易なホームページを継続して充実するとともに、新たな方法で提供する。
- 社会福祉協議会の窓口を住民に周知していく。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

- 公的機関窓口では、その人自身に必要な福祉情報が提供できるように、市役所内外を問わず連携していける体制を整えます。
- 福祉情報について市ホームページの利便性を高めるよう推進していきます。
- 社会福祉協議会の窓口を住民に周知し、福祉情報の提供に努めます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

- 社会福祉協議会広報紙「あい愛ひろば」を年3回毎戸配布し、社会福祉協議会事業の周知を図り、福祉情報の提供を行います。
- サロン活動や見守り活動を通じて、福祉情報を提供します。
- FM桐生等のコミュニティーラジオに出演し、社会福祉協議会事業を啓発します。
- 社会福祉協議会ホームページの充実を図るとともに、SNS(ソーシャルネットワークサービス)により情報を提供します。

地域の取り組み(住民)

- 世帯間や隣近所と気兼ねない付き合いをしながら、広報紙やサロン事業、ホームページで知りえた福祉の情報を互いに共有をし、利用していく。

3 相談支援体制の充実

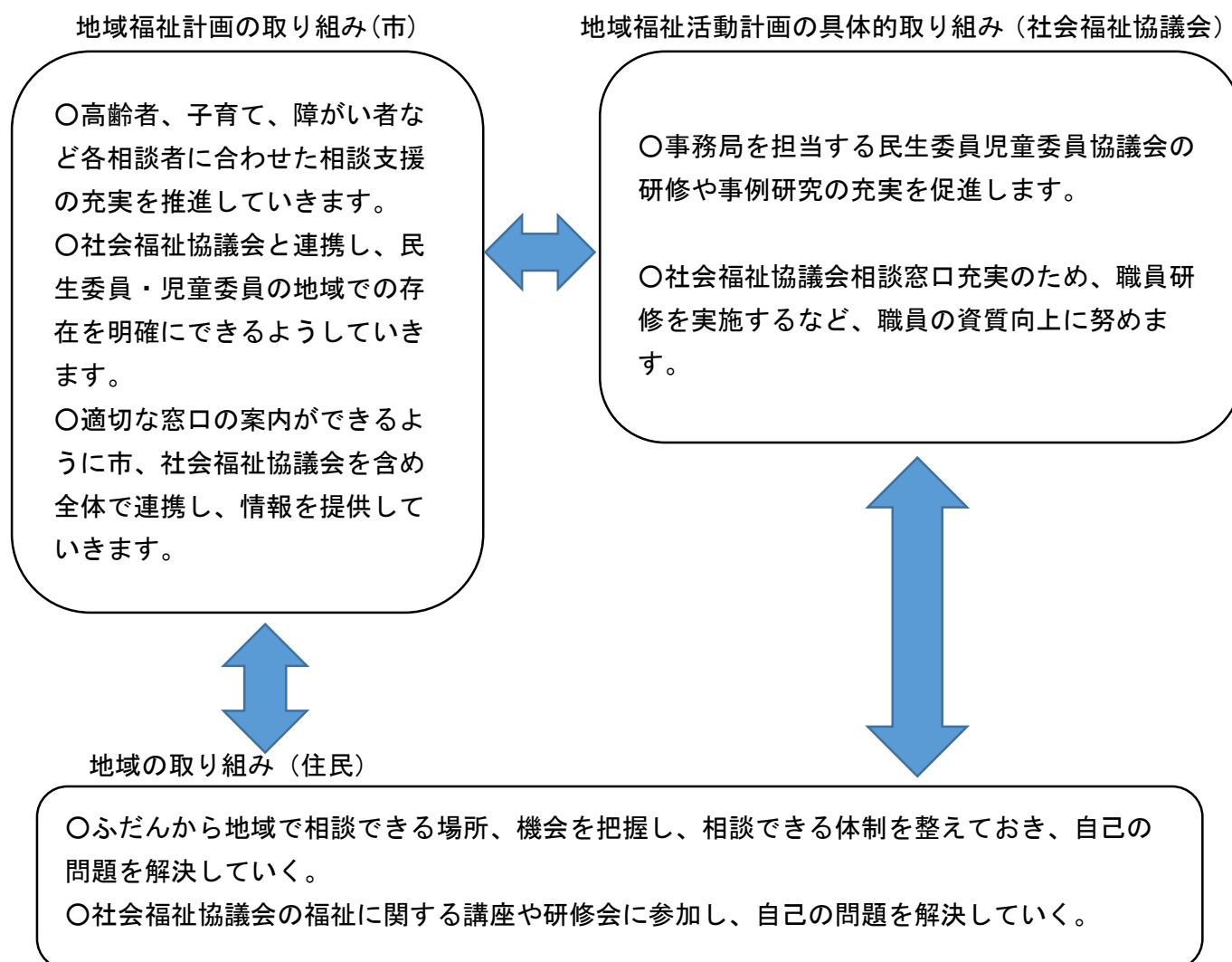
— 現状と課題 —

- ▼福祉サービスの相談場所がわからない人がいる。
- ▼ふだんのくらしの困りごとについて、相談できずにいる人がいる。
- ▼相談しても「たらいまわし」で問題の解決、話し合いができないことがある。

— 解決への方向性 —

- 福祉サービスの相談場所について、その人に適切でわかりやすい案内、情報が必要。
- 民生委員・児童委員など地域の身近な相談窓口の周知をする。
- 相談を受けた市、社会福祉協議会窓口での適切な対応と窓口相互の連携協力。

— 解決への取り組み —



4 地域における権利擁護の推進

— 現状と課題 —

- ▼虐待、家庭内暴力などを見たり、聞いたりしても公的機関に通報・相談する人が少ない。
- ▼権利擁護に関係する制度、内容がわからない。

— 解決への方向性 —

- 虐待、家庭内暴力などを見たり、聞いたりしたときの通報・相談先の周知。
- 行政、専門機関、民生委員・児童委員等が互いに情報共有し、ネットワーク化を図っていく。
- 権利擁護に関係する制度の情報発信。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

- 通報、相談先について、住民に周知していくとともに、行政や地域包括支援センター等の専門機関、地域の民生委員・児童委員等が情報共有して、迅速な対応ができる体制整備を進めます。
- 権利擁護に関係する制度の情報発信をしていき、制度利用者の尊厳を保ちながら、その利便性の向上を図ります。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

- 権利擁護事業における地域包括支援センター等専門機関との連携を強化します。
- 生活支援員の増員・育成を図ります。
- 成年後見制度を研究し、連携のあり方を検討します。
- 研修会などにより、地域における権利擁護事業等について啓発します。

地域の取り組み(住民)

- 虐待、家庭内暴力などを見たり、聞いたりしたときは家族や近所だけでなく、状況によっては公的機関に通報・相談していく。
- 権利擁護に関係する制度を把握しながら、利用対象になりそうな人について行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に情報提供、相談していく。

5 災害時などの支援協力体制

— 現状と課題 —

- ▼災害時避難行動要支援者名簿の制度についてほとんどの人が知らないので、災害時に登録者の支援をする地域支援者の登録についても知らない人が多い。
- ▼高齢者世帯が多いので、地域支援者の登録をされたくない人が多い。
- ▼高齢者や障がい者等への支援の仕方がわからない。

— 解決への方向性 —

- 災害時避難行動要支援者名簿の制度について広く周知していくとともに、地域支援者の登録についても住民に啓発していく。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、消防団、見守り活動などと連携し、支援に対する住民の理解を得ることが必要。
- 若年層、中年層の住民に対し、制度の理解と協力を求めていく。
- 災害時における高齢者や障がい者等への支援方法について研究していくことが必要。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

- 広報紙などを通じて災害時避難行動要支援者名簿の制度を周知していくとともに、地域支援者の登録について理解と協力を求めていきます。
- 災害時の高齢者や障がい者等への支援について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、消防団、見守り活動などと連携しながら、住民と協力していけるように体制を整えていきます。
- 社会福祉協議会と連携し、災害時における高齢者や障がい者等への支援を研究していきます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

- 行政と連携し、災害時避難行動要支援者名簿制度の周知を行います。
- 災害時の連携に向け、災害時避難行動要支援者名簿の情報を自治会、見守り活動、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等関係機関での共有について検討します。
- 災害ボランティアの研究を継続して充実します。

地域の取り組み(住民)

- 災害時避難行動要支援者名簿の制度を理解したうえで、地域支援者として協力していく。
- 自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会、見守り活動などと連携し、災害時において高齢者や障がい者等を支援していく。

第2節 ネットワークによる効率的な地域福祉の推進

1 地域福祉推進のための協働

— 現状と課題 —

- ▼高齢者、子育て支援、障がい者等、地域の福祉サービスについてさまざまなニーズがある。
- ▼地域福祉のニーズに関する情報収集が不十分な部分がある。
- ▼地域福祉に関するニーズへの対応及び解決策が適切でない場合がある。

— 解決への方向性 —

- 各福祉施策の相談支援事業の継続、充実。
- 地域住民、社会福祉協議会、市の協働による地域ニーズの情報収集が必要。
- 地域住民、社会福祉協議会、市の協働による地域ニーズへの対応及び解決していくことが必要。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

- 地域ニーズに対応した各福祉施策の相談支援事業を今後も継続し、社会福祉協議会、市の連携により発展させていきます。
- 地域ニーズを把握するため、住民、社会福祉協議会からの情報提供を促していきます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

- 地域福祉コーディネーターの配置や地区別懇談会の開催を通じて、地域の福祉課題の発見に努めます。
- 社会福祉協議会支部との連携を図り、支部活動の充実を図ります。
- みどり市社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉の情報収集に努めます。

地域の取り組み(住民)

- 地域福祉の担い手として、地域の情報を社会福祉協議会、市に提供していく。
- 地域福祉の担い手として、社会福祉協議会、市と協働して地域福祉を推進していく。
- 地区別懇談会に参加し、協働して地域福祉を推進していく。

2 地域全体によるネットワーク化の推進

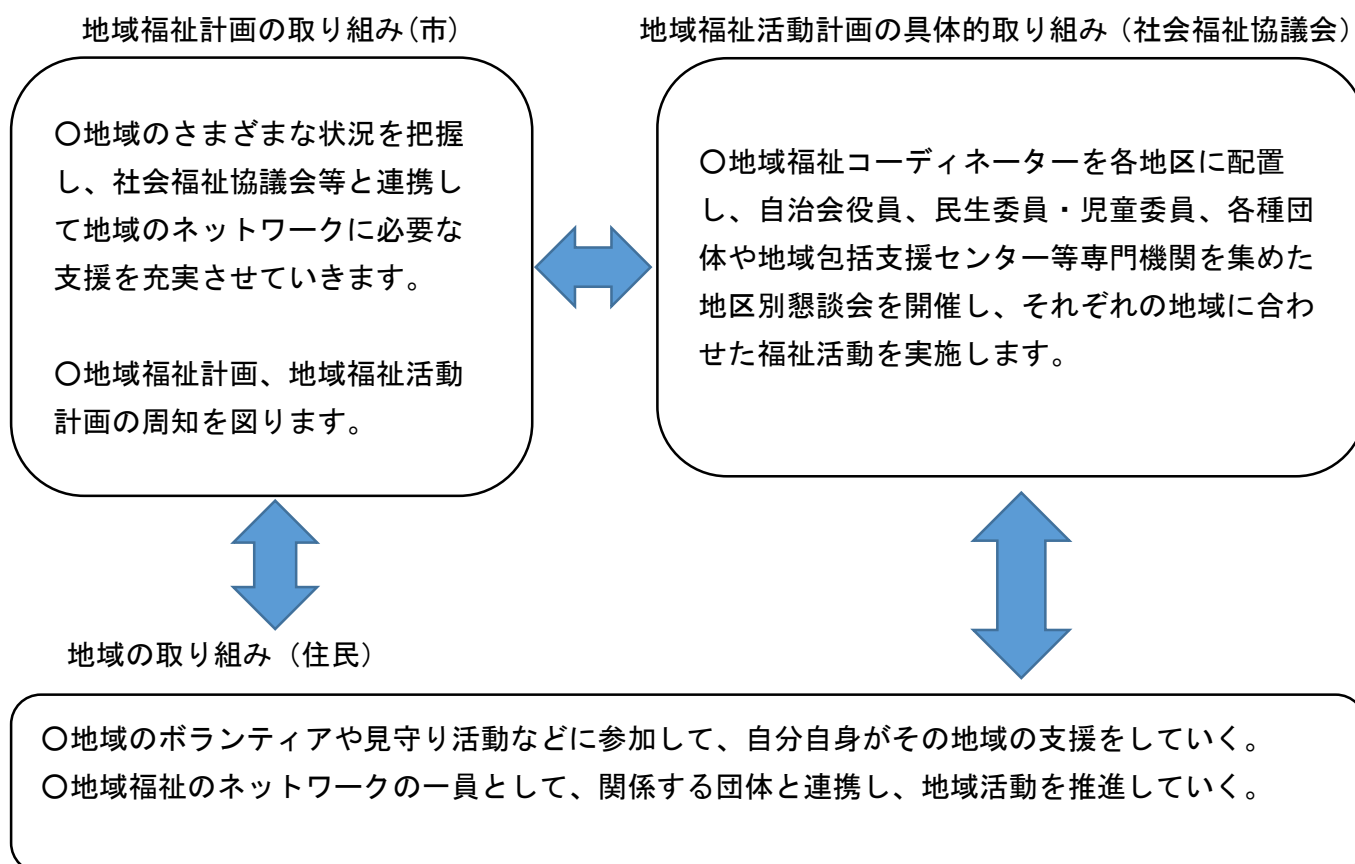
— 現状と課題 —

- ▼地域福祉を推進するうえでは、住民、行政、社会福祉協議会だけでなく、関係するのほかすべての団体、法人などのネットワークによる協力と情報の共有が必要。
- ▼地域に密着した団体同士の交流が少なく、互いの情報交換が乏しい。
- ▼地域福祉の担い手として、行政機関が望ましいという意見が多い。

— 解決への方向性 —

- 社会福祉協議会を中心として福祉団体同士の交流を促進し、地域の情報共有を図っていく。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の周知が必要。
- 行政機関の制度、事業に頼るだけでなく地域のネットワークで支えられた地域福祉の推進をしていく。

— 解決への取り組み —



3 ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備

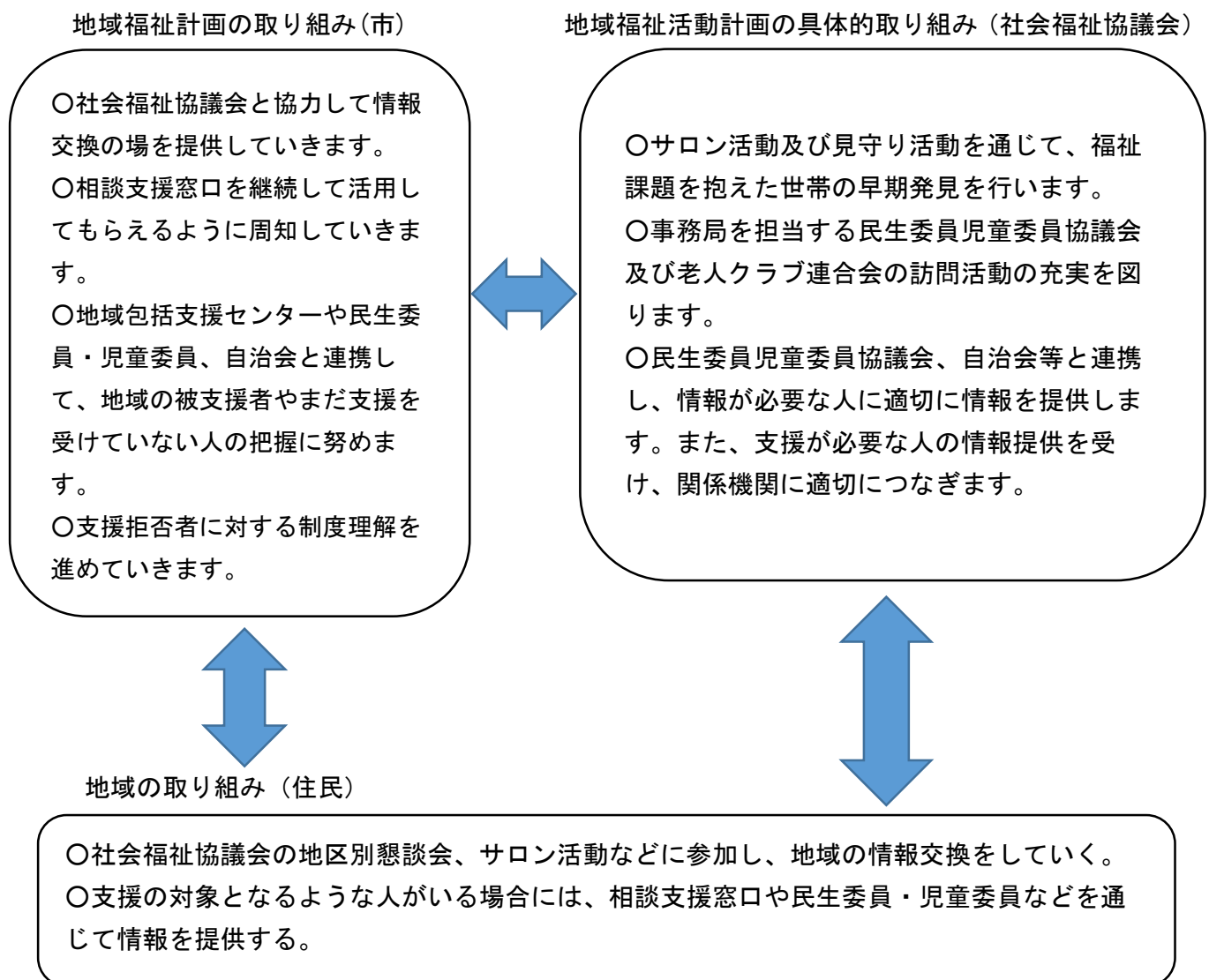
— 現状と課題 —

- ▼地域で支援が必要な人の情報をネットワークとして共有しておらず、適切な支援ができない。
- ▼地域で支援が必要な人の情報を提供する場や機会がない。
- ▼支援を拒否する人がいる。

— 解決への方向性 —

- 地域住民の交流の場を定期的を開催して、情報交換をする。
- 行政機関の相談支援窓口を周知し、活用してもらい、必要な情報を必要な人に提供する。
- 自ら支援を受けない人については、市、専門機関等でその把握に努める。

— 解決への取り組み —



第3節 市民活動の推進による生きがいづくり

1 市民活動の推進

― 現状と課題 ―

- ▼市民活動やボランティア活動について参加していない人が多い。
- ▼地域で「何を、いつ、どこでやっているのかわからない」という意見が多い。
- ▼福祉に関係した活動については参加が少ない。
- ▼活動がマンネリ化してきている。

― 解決への方向性 ―

- 各市民活動やボランティア活動の情報について、地域内で共有できるような方法を考えていく。
- 福祉の市民活動やボランティア活動を理解し、参加できるように情報の提供をしていく。
- 他の活動の内容が参考にできるように、社会福祉協議会において情報提供や団体同士の交流が促進できるよう仲介していく。

― 解決への取り組み ―

地域福祉計画の取り組み(市)

- 社会福祉協議会と連携して、各種市民活動やボランティア活動の情報について地域で共有できるように図っていきます。
- ボランティア活動の相談窓口（社会福祉協議会）を周知していきます。
- 福祉活動についてその種類や内容について住民に理解してもらえるよう社会福祉協議会と協力して情報提供をしていきます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み（社会福祉協議会）

- 福祉関連団体にボランティアニーズ調査を行います。調査結果ニーズをボランティア側に提供し、マッチング作業を行います。
- 行政及び市民活動推進センター「ゆい」と連携し、ボランティア情報の共有を行い、ボランティア情報の配信を行います。

地域の取り組み（住民）

- 自分の参加している地域活動に他の住民が参加してもらうため、隣近所などに声をかけて参加を促す。
- 継続して活動ができるように、他の団体と情報交換をしていく。また、社会福祉協議会を利用して他の団体と交流できるように図っていく。

2 活動拠点としての施設の活用

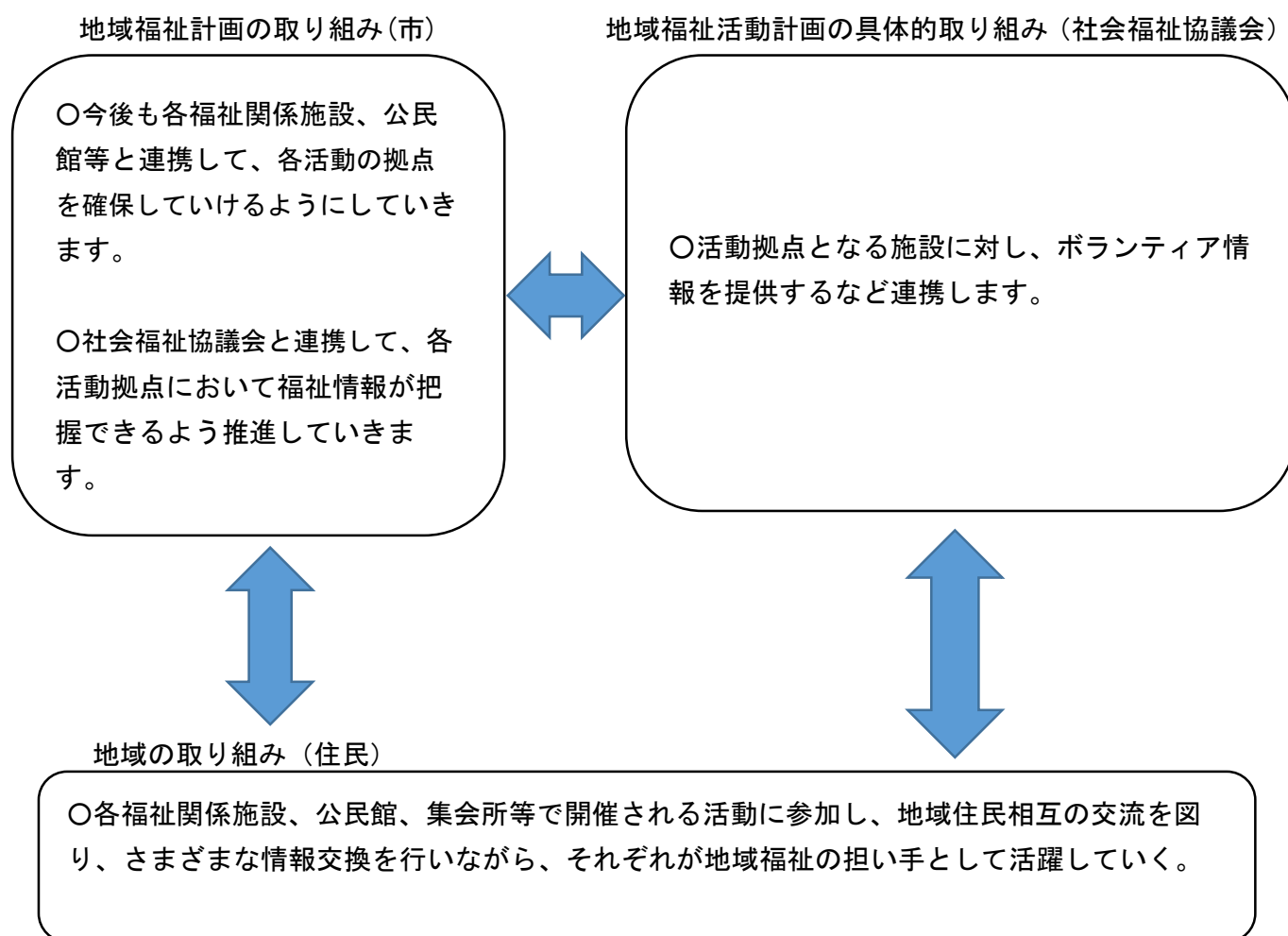
— 現状と課題 —

▼現在、各福祉関係施設、公民館、集会所等が市民活動、ボランティア活動の拠点となっている。

— 解決への方向性 —

- 今後も継続して、活動拠点として利用する。
- 各活動拠点において、福祉情報を入手できるとよい。

— 解決への取り組み —



3 健康・介護予防の推進

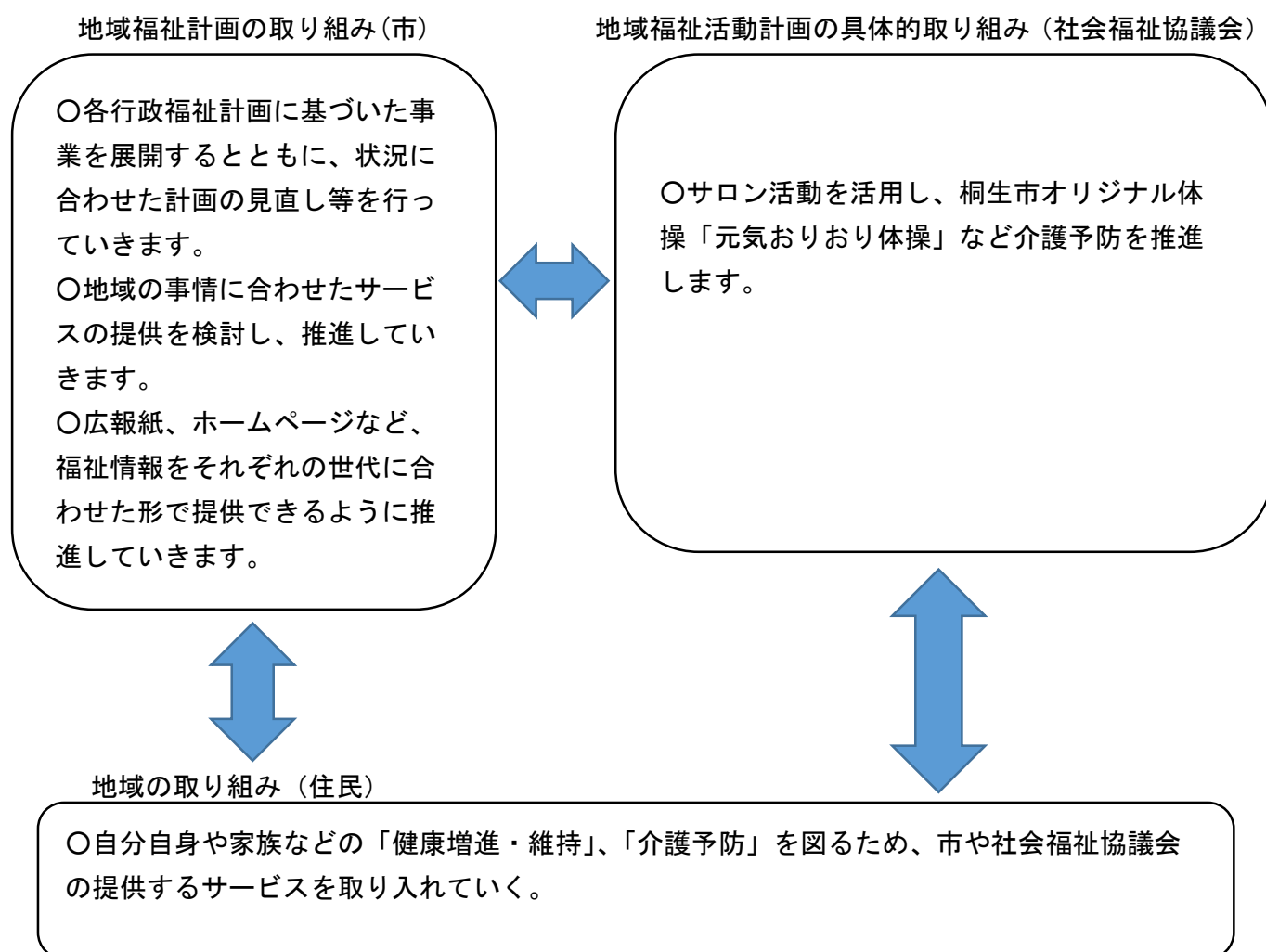
— 現状と課題 —

- ▼健康・介護予防について、民生委員・児童委員に相談している高齢者が多い。
- ▼高齢者世代では市が取り組むべき施策として、「高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」、「健康増進、維持」の意見が多い。
- ▼健康・介護予防についての情報がほしい。

— 解決への方向性 —

- 各行政福祉計画に基づいた事業を展開し、健康増進・維持や介護予防を推進していく。
- 地域の事情に合わせた、サービスの提供を行っていく。
- それぞれの世代に合わせた情報の提供の仕方をする。

— 解決への取り組み —



4 地域の人材育成

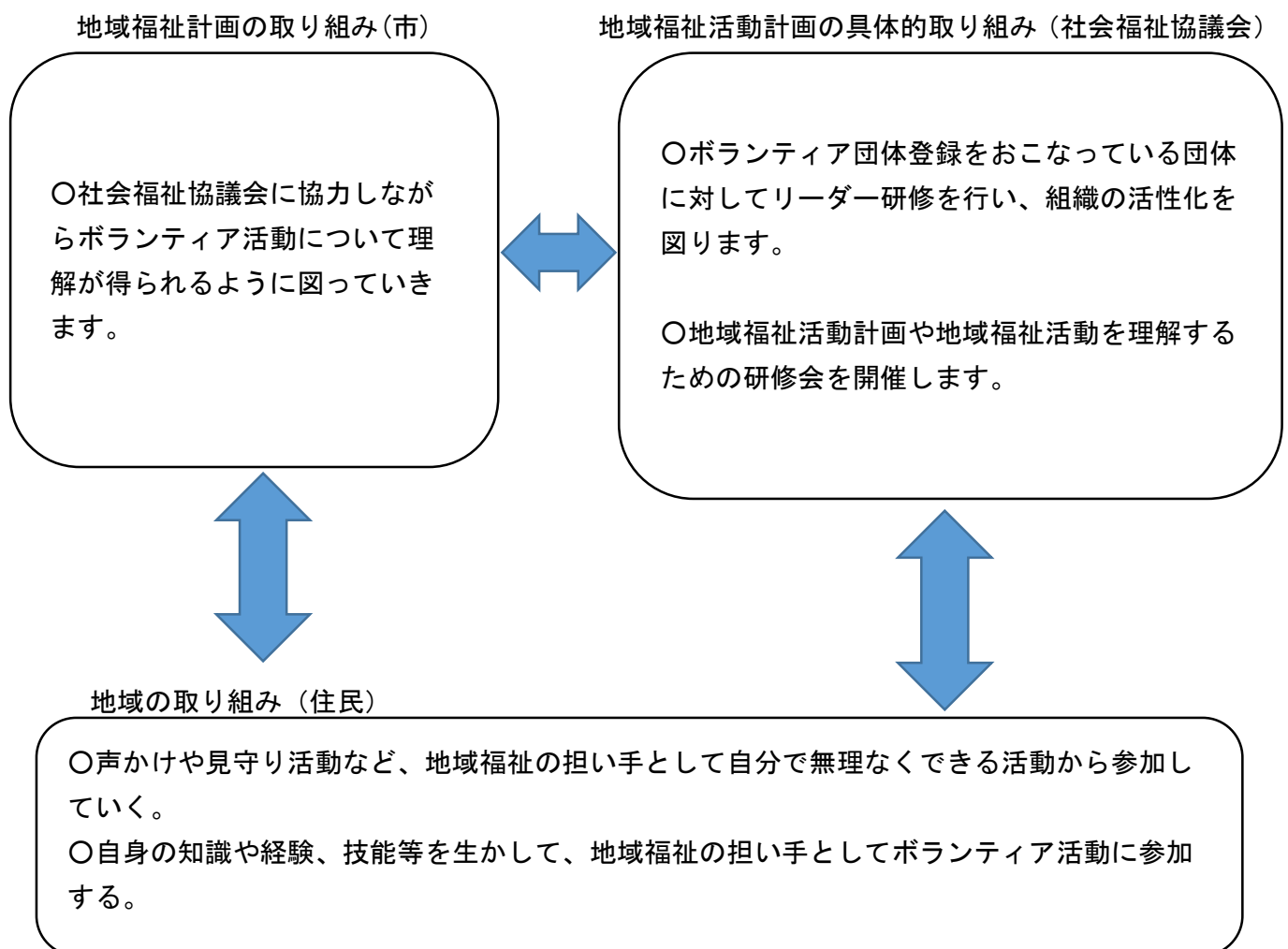
— 現状と課題 —

- ▼活動リーダーや福祉活動に携わる人の養成が必要との意見が多い。
- ▼高齢者団体のリーダーがいなくなりつつある。
- ▼ボランティア活動に対する理解が必要。

— 解決への方向性 —

- 社会福祉協議会などと協力して活動を周知し、住民に理解を得ながら新規参加者を募る。
- 各種団体等で交流を深めて、人材の情報交換を行っていく。
- 活動リーダーの養成講座等を開催できるように検討する。

— 解決への取り組み —



第4節 住民相互の協力による地域生活の充実

1 住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実

— 現状と課題 —

- ▼その地域に長年在住している人は多いが、近所付き合いはあまりしていない。
- ▼高齢者は近所同士で助け合ったり、困りごとを相談したりする必要を感じている。
- ▼全体的に、近所の困っている人には「手助けする、したい」との気持ちがある。

— 解決への方向性 —

- 住民が市民活動などへ参加することにより、互いの交流と地域への理解を深めていく。
- 地域住民が交流できる機会をつくる。
- 住みなれた地域で安心して暮らせるように、環境の整備や精神的な豊かさを育んでいく。
- 住民がともに支え合うことができる仕組みづくりをしていく。

— 解決への取り組み —

地域福祉計画の取り組み(市)

- 社会福祉協議会などと連携して住民相互の交流を支援していきます。
- 住民がともに支え合い、地域での生活が充実できるように各団体と連携しながら支援していきます。
- 「手助けする、したい」という気持ちを次世代に継続していけるような地域づくりを社会福祉協議会と連携し、支援していきます。

地域福祉活動計画の具体的取り組み(社会福祉協議会)

- サロン活動や見守り活動を通じて、地域住民の共助作用の向上を図ります。

地域の取り組み(住民)

- 普段から隣近所に声かけをするなど、身近な付き合いをしていく。
- 地域住民間の交流を推進するため、少しの活動でも参加をしていく。
- 「手助けする、したい」という気持ちを次世代に継続していけるように、世代、世帯を越えて個人同士が思いやりを持って、地域づくりをしていく。

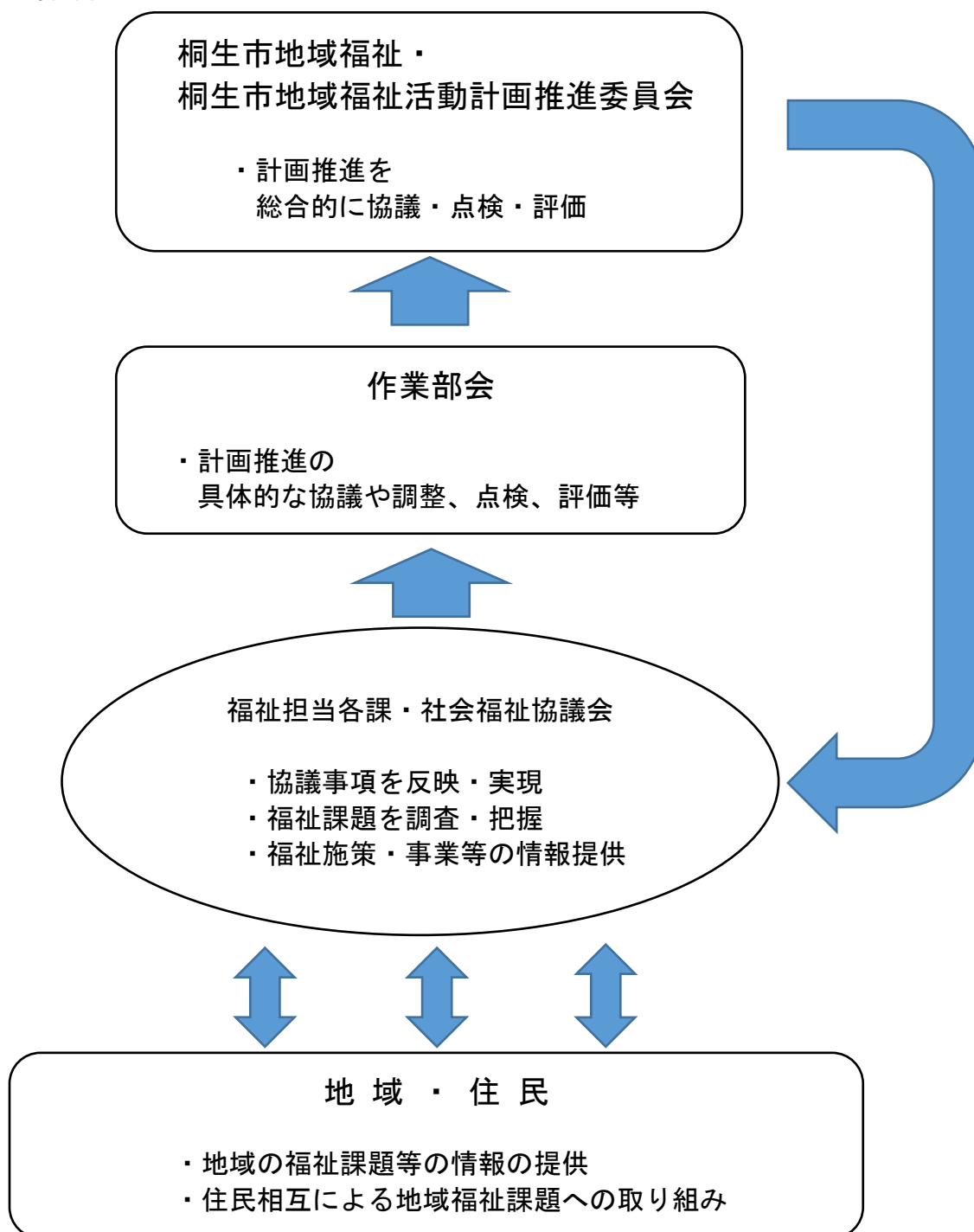
第5章

計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

両計画は、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、より多くの市民の協力が得られるように努め、地域住民と市と社会福祉協議会、その他の団体や関係機関が一体となって推進していきます。このため、第1次計画に引き続き地域の代表者からなる「桐生市地域福祉・同活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進捗状況など総合的な協議や点検、評価を行います。また、そのもとに市の関係各課や社会福祉協議会の実務担当者からなる「桐生市地域福祉推進委員会作業部会」を置き、計画の推進に関する具体的な協議や調整、点検、評価などを行っていきます。

— 推進体制 —



資料編

問4 あなたが現在一緒に住んでいる家族構成を教えてください。(1つ)

	家族構成	回答数	構成比(%)
1	ひとり暮らし	99	11.9
2	夫婦だけ	215	25.7
3	親と子の2世代	354	42.4
4	親と子と孫の3世代	113	13.5
5	その他	50	6.0
	無回答	4	0.5
計		835	100.0

※「5. その他」の内容(記載されているもの)
・4世代

問5 あなた自身、またはあなたが同居している家族のなかに、
次のような方はいますか。(あてはまるものすべて)

	同居家族種別	回答数	構成比(%)
1	65歳以上の方	414	38.0
2	老人介護を必要とする方	71	6.5
3	障がいのある方	72	6.6
4	妊産婦	11	1.0
5	乳幼児(小学校入学前の子ども)	59	5.4
6	小学生	75	6.9
7	中学生・高校生	106	9.7
8	いずれもない	229	21.0
	無回答	53	4.9
計		1,090	100.0

問6 あなたの現在の職業を教えてください。(1つ)

	職業	回答数	構成比(%)
1	会社員・団体職員	187	22.4
2	公務員	22	2.6
3	会社経営・自営業主	78	9.3
4	家族従業者	31	3.7
5	パート・アルバイト	104	12.5
6	家事専業	105	12.6
7	学生	26	3.1
8	無職(家事専業・学生を除く)	251	30.1
	無回答	31	3.7
計		835	100.0

問7 あなたは桐生市に住んで何年になりますか。(1つ)

※新里町、黒保根町にお住まいの方は、桐生市と合併する前の居住年数を含めて回答してください。

	居住年数	回答数	構成比(%)
1	1年未満	8	1.0
2	1～5年未満	19	2.3
3	5～10年未満	32	3.8
4	10～20年未満	79	9.5
5	20～30年未満	90	10.8
6	30年以上	593	71.0
	無回答	14	1.7
計		835	100.0

問8 あなたは、日頃、近所の方とどの程度の付き合い方をしていますか。(1つ)

	近所との付き合い方	回答数	構成比(%)
1	親しく付き合っている	140	16.8
2	ある程度つきあっている	370	44.3
3	あまりつきあっていない	285	34.1
4	まったく付き合っていない	27	3.2
	無回答	13	1.6
計		835	100.0

問9 あなたの近所付き合いに対する考え方は、次のどれに近いですか。(1つ)

	近所付き合いに対する考え方	回答数	構成比(%)
1	親しく相談したり助け合ったりすることは当然だと思う	166	19.9
2	日常生活で助けになることが多いので必要だと思う	439	52.6
3	わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	101	12.1
4	なくても困らないので、したくない	34	4.1
5	その他	29	3.5
6	分からない	50	6.0
	無回答	16	1.9
計		835	100.0

※「5. その他」の内容(記載されているもの)

- ・機会がない
- ・考えたことがない
- ・非常時に必要

問10 あなたは、近所で困っている人を見かけたら、手助けをおこなっていますか。(1つ)

	手助け	回答数	構成比(%)
1	自ら進んで手助けを行っている	160	19.2
2	求められて手助けをしたことがある	199	23.8
3	心がけているが、機会がない	391	46.8
4	何も行動しない	58	6.9
	無回答	27	3.2
計		835	100.0

問11 問10で「4. 何も行動しない」と回答した方のみお答えください。

その理由としてどんなことが考えられますか。(1つ)

	行動しない理由	回答数	構成比(%)
1	声をかけても断られると思う	2	3.4
2	声をかけるのがはずかしい	3	5.2
3	何を手助けしてよいのかわからないから	16	27.6
4	忙しいので面倒だから	2	3.4
5	特に関心がない	13	22.4
6	その他	14	24.1
	無回答	8	13.8
計		58	100.0

※「6. その他」の内容(記載されているもの)

- ・自分の身体が不自由

問12 あなたは、地域活動にどの程度参加していますか。(1つ)

	参加の程度	回答数	構成比(%)
1	よく参加している	82	9.8
2	ある程度参加している	314	37.6
3	あまり参	219	26.2
4	まったく参加していない	203	24.3
	無回答	17	2.0
計		835	100.0

問13 あなたは、どのような地域活動に参加していますか。

(あてはまるものすべて)

	地域活動	回答数	構成比(%)
1	高齢者、障がい者、子育て支援など福祉に関する活動	46	3.9
2	地域の祭り、運動会、文化祭といった交流・文化活動	318	26.9
3	子ども会や青少年健全育成に関する活動	118	10.0
4	地域の交通安全や防災、防犯に関する活動	91	7.7
5	清掃活動、公園管理など環境美化に関する活動	319	26.9
6	その他	47	4.0
	無回答	245	20.7
計		1,184	100.0

※「6. その他」の内容(記載されているもの)

・活動について声がかかったとき

問14 参加している主な理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

	参加している理由	回答数	構成比(%)
1	活動や行事の内容に興味や関心があるから	66	5.6
2	地域団体や行政区等の役員になっているから	130	11.0
3	地域に住む者としての義務だから	305	25.9
4	大勢で活動することが楽しいから	70	5.9
5	近所や人や知り合いに誘われるから	65	5.5
6	昔からずっと参加しているから	150	12.7
7	参加しないと気まずいから	72	6.1
8	時間に余裕があるから	24	2.0
9	その他	18	1.5
	無回答	278	23.6
計		1,178	100.0

※「9. その他」の内容(記載されているもの)

・回覧板がまわってくるから

問15 問12で「4. まったく参加していない」と回答した方のみお答えください。

	参加してない理由	回答数	構成比(%)
1	活動や行事の内容に興味や関心がない	34	11.4
2	何を、いつ、どこでやっているのか分からないから	67	22.4
3	病気や障がいなどの理由で参加しづらいから	39	13.0
4	知り合いで参加する人がいないから	24	8.0
5	仕事や家事、育児、介護など、他にやることがあって忙しいから	53	17.7
6	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	19	6.4
7	現在の活動内容に賛同できないから	3	1.0
8	付き合いがわずらわしいから	15	5.0
9	その他	30	10.0
	無回答	15	5.0
計		299	100.0

※「9. その他」の内容(記載されているもの)

- ・仕事だから
- ・学生なので参加の仕方がわからない
- ・多忙のため

問16 あなたはこれまで、高齢者、障がい者への福祉サービスや保育サービスなど、福祉情報を必要とした時がありましたか。(1つ)

	福祉情報の必要性	回答数	構成比(%)
1	あった	265	31.7
2	なかった	525	62.9
	無回答	45	5.4
計		835	100.0

問17 問16で「1. あった」と回答した方のみお答えください。

①必要とした時、すぐに入手できましたか。(1つに○)

	入手できましたか	回答数	構成比(%)
1	すぐに手に入れることができた	141	53.2
2	時間がかかったが、手に入れることができた	103	38.9
3	手に入れることができなかった	11	4.2
	無回答	10	3.8
計		265	100.0

※「3. 手に入れることができなかった」理由

- ・時間がなかった

②情報をどこで手に入れましたか。(入れようとしたか)
(あてはまるものすべて)

	入手方法	回答数	構成比(%)
1	公的機関の窓口(市の窓口など)	124	29.9
2	市の広報誌	58	14.0
3	市のホームページ	30	7.2
4	社会福祉協議会の窓口(社協だより)	24	5.8
5	民生委員・児童委員、ケアマネージャー などからの情報	104	25.1
6	市の回覧板	27	6.5
7	自治会組織	9	2.2
8	その他	32	7.7
	無回答	7	1.7
計		415	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)

- ・家族
- ・県広報
- ・民間パンフレット
- ・人づてに聞いた
- ・学校
- ・医師
- ・福祉事業所

問18 今後、市の福祉情報をどのような方法で入手したいですか。
(3つまで)

	入手方法	回答数	構成比(%)
1	公的機関の窓口(市の窓口など)	243	12.9
2	市の広報誌	505	26.7
3	市のホームページ	194	10.3
4	社会福祉協議会の窓口(社協だより)	62	3.3
5	民生委員・児童委員、ケアマネージャー	174	9.2
6	市の回覧板	356	18.9
7	自治会組織	59	3.1
8	インターネットによる情報配信	107	5.7
9	新聞・雑誌	76	4.0
10	テレビ・ラジオ	41	2.2
11	その他	14	0.7
	無回答	57	3.0
計		1,888	100.0

※「11. その他」の内容(記載されているもの)

- ・家族
- ・自分で
- ・医療機関
- ・友人から

問19 あなたはふだんの暮らしのなかで困ったことがあるときに、
誰かに相談したいと思いますか。(1つ)

	相談したいと思うか	回答数	構成比(%)
1	思う	699	83.7
2	思わない	109	13.1
	無回答	27	3.2
計		835	100.0

問20 問19で「1. 思う」と回答した方のみお答えください。
誰に相談したいですか。(3つまで)

	誰に相談したいか	回答数	構成比(%)
1	家族や親せき	572	34.4
2	民生委員・児童委員	63	3.8
3	友人・知人	387	23.3
4	自治会役員	21	1.3
5	近所の人	119	7.2
6	医師・保健師等	128	7.7
7	市役所	222	13.3
8	社会福祉協議会	31	1.9
9	社会福祉法人等の団体	33	2.0
10	学校の先生・恩師	22	1.3
11	社会福祉法人等の団体	52	3.1
12	その他	12	0.7
	無回答	1	0.1
計		1,663	100.0

※「12. その他」の内容(記載されているもの)

- ・会社の上司
- ・市議会議員

問21 問19で「2. 思わない」と回答した方のみお答えください。
相談したいと思わない理由は何ですか。(3つまで)

	思わない理由	回答数	構成比(%)
1	自分で解決したいから	61	31.4
2	他人を巻き込みたくないから	41	21.1
3	顔見知り相談するのは気まずいから	6	3.1
4	プライバシーが守られるかどうか心配だ	21	10.8
5	身近に相談する場所がないから	9	4.6
6	相談しても満足いく回答が得られない	28	14.4
7	なんとなく相談しづらいから	18	9.3
8	その他	7	3.6
9	無回答	3	1.5
計		194	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)

記載されているものではありませんでした。

問22 あなたはこれまでに民生委員・児童委員と関わったことはありますか。(1つ)

	関わったことがあるか	回答数	構成比(%)
1	ある	141	16.9
2	ない	658	78.8
	無回答	36	4.3
計		835	100.0

問23 問22で「1. ある」と回答した方のみお答えください。
それはどのようなことですか。(あてはまるものすべて)

	どのようなことで関わったか	回答数	構成比(%)
1	日常生活の困りごとについて相談した	26	11.4
2	医療・介護について相談した	49	21.5
3	子どもや子育てについて相談した	20	8.8
4	福祉サービスやイベント等について情報提供してもらった	26	11.4
5	話し相手になってもらった	9	3.9
6	声かけをしてもらった	24	10.5
7	自宅などに来て調査を受けた	54	23.7
8	その他	12	5.3
	無回答	8	3.5
計		228	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)
記載されているものはありませんでした。

問24 高齢者・障がい者・子育て支援などに関する福祉サービスについて、あなたを含め家族の中で、これまでに福祉サービスを利用したいと思ったことはありましたか。(1つ)

	思ったことはあったか	回答数	構成比(%)
1	あった	334	40.0
2	なかった	470	56.3
	無回答	31	3.7
計		835	100.0

問25 問24で「1. あった」と回答した方のみお答えください。
実際に利用しましたか。(1つ)

	実際に利用したか	回答数	構成比(%)
1	自分自身が利用した	53	15.9
2	家族が利用した	218	65.3
3	自分と家族の双方が利用した	17	5.1
4	利用しなかった	40	12.0
	無回答	6	1.8
計		334	100.0

問26 問25で「1. 自分自身が利用した」、「2. 家族が利用した」、「3. 自分と家族の双方が利用した」と回答した方のみお答えください。

福祉サービスの利用にあたって、困ったことは何ですか。
(あてはまるものすべて)

	困ったこと	回答数	構成比(%)
1	利用したいサービスではなかった	13	4.1
2	利用したい期間(日数)を利用することができなかった	31	9.8
3	サービスを利用するための場所が遠く、通うのが不便だった	18	5.7
4	制度上、サービスの提供ができないと言われた	26	8.3
5	その他	14	4.4
6	困ったことはとくになかった	178	56.5
	無回答	35	11.1
計		315	100.0

※「5. その他」の内容(記載されているもの)
・他人に話された

問27 問25で「4. 利用しなかった」と回答した方のみお答えください。
サービスを利用しなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべて)

	利用しなかった理由	回答数	構成比(%)
1	家族で対応できた	15	27.8
2	家族や親せきへの気兼ねがあった	0	0.0
3	近所の目が気になった	2	3.7
4	他人の世話にはなりたくなかった	1	1.9
5	経済的な負担が心配だった	7	13.0
6	サービス内容や利用方法が分からなかった	15	27.8
7	必要なサービスを受けることができなかった	6	11.1
8	その他	3	5.6
	無回答	5	9.3
計		54	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)
記載されているものはありませんでした。

問28 あなたは、福祉に関するボランティアに興味がありますか。(1つ)

	興味があるか	回答数	構成比(%)
1	興味がある	410	49.1
2	興味はない	354	42.4
	無回答	71	8.5
計		835	100.0

問29 あなたは、これまでにボランティア・市民活動をしたことがありますか。(1つ)

	活動をしたことがあるか	回答数	構成比(%)
1	現在、活動している	93	11.1
2	以前、活動していたことがあるが、	213	25.5
3	活動したことがない	485	58.1
	無回答	44	5.3
計		835	100.0

問30 問29で「1. 現在、活動している」、「2. 以前、活動していたことがあるが、現在はしていない」と回答した方のみお答えください。

①どのような活動をしていますか。(しましたか)

(あてはまるものすべて)

	どのような活動をしているか	回答数	構成比(%)
1	高齢者支援に関する活動	59	9.1
2	障がい者支援に関する活動	42	6.5
3	子育て支援に関する活動	30	4.6
4	健康づくり・医療に関する活動	11	1.7
5	地域での清掃活動	145	22.3
6	防犯・防災などの活動	67	10.3
7	自治会・子ども会・PTAに関する活動	128	19.7
8	教育・文化・スポーツの振興に関する活動	56	8.6
9	交通安全に関する活動	49	7.5
10	まちづくり活動	40	6.2
11	その他	16	2.5
	無回答	7	1.1
計		650	100.0

②活動のきっかけはどのような理由ですか。

	きっかけ	回答数	構成比(%)
1	地域をより住みやすいものにしたいから	108	21.1
2	社会や他人のためになる活動がしたい	118	23.0
3	知識や技術を身につけたいから	42	8.2
4	新たに友人・知人を得たいから	40	7.8
5	持ち回りの当番制となっていたから	89	17.4
6	友人・知人に誘われたから	79	15.4
7	その他	25	4.9
	無回答	11	2.1
計		512	100.0

※「7. その他」の内容(記載されているもの)

- ・興味があったので
- ・自分のため
- ・役職で

問31 問29で「3. 活動したことがない」と回答した方のみお答えください。

あなたがボランティア・市民活動をしらない理由は何ですか。
(あてはまるものすべて)

	活動をしらない理由	回答数	構成比(%)
1	活動や行事の内容に興味や関心がないから	60	7.6
2	何を、いつ、どこでやっているのか分からないから	202	25.5
3	病気や障がいなどの理由で参加しづらいから	65	8.2
4	知り合いで参加する人がいないから	55	6.9
5	仕事や家事、育児、介護など、他にやることがあって忙しいから	180	22.7
6	自分の趣味や余暇活動を優先したいから	56	7.1
7	活動するための技術や能力がないから	74	9.3
8	現在の活動内容に賛同できないから	2	0.3
9	付き合いがわずらわしいから	29	3.7
10	その他	27	3.4
	無回答	43	5.4
計		793	100.0

※「10. その他」の内容(記載されているもの)
・ボランティアで被害をこうむったことがある

問32 あなたは、災害時に高齢者や障がいのある方が要援護の対象者として登録される要援護者台帳をご存じですか。

	要援護者台帳について	回答数	構成比(%)
1	知っている	93	11.1
2	知らない	692	82.9
	無回答	50	6.0
計		835	100.0

問33 あなたは、災害時に高齢者や障がいのある方の支援者として登録されてもよいと思いますか。(1つ)

	登録されてもよいか	回答数	構成比(%)
1	登録されてもよい	216	25.9
2	登録されたくない	140	16.8
3	分からない	416	49.8
4	すでに登録している	9	1.1
	無回答	54	6.5
計		835	100.0

問34 問33で「2. 登録されたくない」、「3. 分からない」と回答した方のみお答えください。
 支援者として登録されたくない、わからない理由は何ですか。
 (あてはまるものすべて)

	理由	回答数	構成比(%)
1	災害時に高齢者や障がい者をどう支援していいかわからないため	166	15.7
2	災害時に自分が支援できるかわからないため	367	34.8
3	自分の家にも支援を必要とする高齢者や障がい者がいるため	111	10.5
4	制度の内容がわからないため	203	19.3
5	自分自身の個人情報を提供したくないため	26	2.5
6	登録したことにより参加する行事が増えそうだから	67	6.4
7	行政が支援すればいいと思うから	28	2.7
8	その他	45	4.3
	無回答	41	3.9
計		1,054	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)

- ・支援をする知識がないため
- ・職業上の都合のため

問35 あなたは、児童や高齢者への虐待、家庭内暴力などを
 見たり、聞いたりしたことがありますか。(1つ)

	見たり聞いたりしたことがあるか	回答数	構成比(%)
1	ある	123	14.7
2	ない	658	78.8
	無回答	54	6.5
計		835	100.0

問36 問35で「1. ある」と回答した方のみお答えください。
 そのとき、あなたはどうしましたか。
 (あてはまるものすべて)

	どうしたか	回答数	構成比(%)
1	警察に通報した	11	6.3
2	市役所や関係機関などに連絡した	14	8.0
3	地域の民生委員・児童委員に連絡した	12	6.9
4	近所の人とそのことについて話をした	27	15.5
5	自分の家族とそのことについて話をした	62	35.6
6	当事者と直接、話をした	13	7.5
7	特に何もしなかった	14	8.0
8	その他	16	9.2
	無回答	5	2.9
計		174	100.0

※「8. その他」の内容(記載されているもの)

- ・学校に話した

問37 地域の治安についてどのように感じていますか。(1つ)

	どのように感じているか	回答数	構成比(%)
1	以前と比べて悪くなったと思う	99	11.9
2	あまり変わらないと思う	482	57.7
3	以前よりも良くなったと思う	62	7.4
4	分からない	151	18.1
	無回答	41	4.9
計		835	100.0

問38 あなたは、これからの福祉の担い手として、どのような人や団体がふさわしいと考えますか。(4つまで)

	福祉の担い手	回答数	構成比(%)
1	家族・親せき	340	14.6
2	地域住民(近所)	295	12.7
3	民生委員・児童委員	220	9.5
4	行政機関	398	17.1
5	社会福祉協議会	273	11.7
6	保健・福祉サービス事業者	347	14.9
7	福祉にかかわる活動をしているNPO	289	12.4
8	分からない	102	4.4
9	その他	21	0.9
	無回答	41	1.8
計		2,326	100.0

※「9. その他」の内容(記載されているもの)

- ・専門の業者
- ・退職した高齢者

問39 今後、桐生市が取り組むべき施策として、次のうちどれを優先して取り組むべきであると思いますか。(3つまで)

	優先して取り組みべきもの	回答数	構成比(%)
1	ボランティアや市民活動への参加促進や支援	119	5.9
2	市民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	254	12.5
3	高齢者や障がい者、子育て家庭等の相談窓口の充実	251	12.4
4	高齢者や障がい者になっても在宅生活が続けられるサービスの充実	429	21.1
5	保健・福祉に関する情報提供の充実	212	10.4
6	健康増進・維持のための保健指導、健康相談などの充実	123	6.1
7	サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み	78	3.8
8	保育サービスなど子育て家庭への支援の充実	164	8.1
9	高齢者、障がい者、子どもの福祉施設の充実	317	15.6
10	その他	21	1.0
	無回答	61	3.0
計		2,029	100.0

※「10. その他」の内容(記載されているもの)

記載されているものはありませんでした。

配布数 121 人 回答数 66 人
回答率 54.5 %

※構成比は四捨五入

問1 あなたの年齢を教えてください。(1つ)

	年齡	回答数	構成比(%)
1	18～29歳	1	1.5
2	30～39歳	1	1.5
3	40～49歳	14	21.2
4	50～59歳	7	10.6
5	60～64歳	5	7.6
6	65～74歳	21	31.8
7	75歳以上	16	24.2
	無回答	1	1.5
計		66	100.0

問2 あなたの現在の職業を教えてください。(1つ)

	職業	回答数	構成比(%)
1	会社員・団体職員	19	28.8
2	会社経営・自営業主	6	9.1
3	家事従事者	2	3.0
4	パート・アルバイト	4	6.1
5	家事専業	14	21.2
6	学生	2	3.0
7	無職(家事専業・学生を除く)	17	25.8
	無回答	2	3.0
計		66	100.0

問3 あなたはいまの団体に所属して何年になりますか。(1つ)

	期間	回答数	構成比(%)
1	1年未満	3	4.5
2	1年～5年未満	8	12.1
3	5年～10年未満	10	15.2
4	10年～20年未満	24	36.4
5	20年～30年未満	8	12.1
6	30年以上	13	19.7
7	無回答	0	0.0
計		66	100.0

問4 あなたが取り組んでいる活動の分野をお答えください。(1つ)

分野	回答数	構成比(%)
1 高齢者福祉	14	21.2
2 障がい福祉	15	22.7
3 子育て支援福祉	3	4.5
4 健康づくり	1	1.5
5 青少年健全育成	10	15.2
6 地域交流	14	21.2
7 交通安全・防犯・防災	0	0.0
8 その他	7	10.6
9 無回答	2	3.0
計	66	100.0

「8. その他」の内容(記載されているもの)
記載されているものではありませんでした。

問5 あなたが取り組んでいる活動の種類をお答えください。(あてはまるものすべて)

	種類	回答数	構成比(%)
1	親睦・交流	51	32.5
2	学習・調査・研究・資料収集	9	5.7
3	相互の助け合い	26	16.6
4	相談活動(電話・窓口等)	12	7.6
5	労働力・技術の提供	4	2.5
6	生産・販売	3	1.9
7	情報発信・啓発や人材育成	15	9.6
8	行事への参加や人材派遣	28	17.8
9	その他	6	3.8
	無回答	3	1.9
計		157	100.0

「9. その他」の内容(記載されているもの)

- ・健康予防活動
- ・体験学習補助

問6 あなたが取り組んでいる活動の頻度をお答えください。(1つ)

	頻度	回答数	構成比(%)
1	年1～5回	10	15.2
2	年6～11回	8	12.1
3	月1～3回	19	28.8
4	週1～3回	14	21.2
5	週4回以上	7	10.6
6	何年かに1回	0	0.0
7	その他	5	7.6
	無回答	3	4.5
計		66	100.0

「7. その他」の内容(記載されているもの)

- ・月に8回以上
- ・週5回
- ・年間30回
- ・年間200回以上

問7 あなたが活動の対象としている主な地域をお答えください。(1つ)

	地域	回答数	構成比(%)
1	町内	15	22.7
2	小学校区	6	9.1
3	中学校区	5	7.6
4	市内全体	19	28.8
5	市内と市外	12	18.2
6	特定していない	2	3.0
7	その他	4	6.1
	無回答	3	4.5
計		66	100.0

「7. その他」の内容(記載されているもの)

- ・全国

問8 あなたが活動をするうえで交流のある団体などをお答えください。

	団体	回答数	構成比(%)
1	町会・自治会	31	9.8
2	老人クラブ・婦人会	26	8.2
3	子ども会	14	4.4
4	ボランティア団体	25	7.9
5	NPO法人	16	5.1
6	関係上部団体	9	2.8
7	商店街	2	0.6
8	企業	5	1.6
9	高齢者施設	21	6.6
10	障がい者施設	10	3.2
11	医療施設	9	2.8
12	社会福祉協議会	41	13.0
13	保育園・幼稚園	16	5.1
14	小・中学校	28	8.9
15	保護者会・PTA	10	3.2
16	公民館	26	8.2
17	市役所担当者	23	7.3
18	その他	3	0.9
	無回答	1	0.3
計		316	100.0

「18. その他」の内容(記載されているもの)

・県担当課等

問9 あなたが地域活動をするなかで問題となることをお答えください。

	問題	回答数	構成比(%)
1	地域のつき合いが薄くなってきている。	32	18.3
2	活動がマンネリ化してきている。	28	16.0
3	他のメンバーが仕事などで忙しく、活動	21	12.0
4	行政依存・指示待ちの意識が抜けない。	3	1.7
5	活動拠点がない。	3	1.7
6	他の団体と交流する機会が少ない。	11	6.3
7	活動に必要な情報や専門知識が不足している。	12	6.9
8	支援を必要とする人などの情報が得にくい。	21	12.0
9	支援を必要とする人などの要求・希望にこたえられないことがある。	9	5.1
10	住民に情報提供する場や機会が少ない。	14	8.0
11	外部から問合せや相談をいつでも受ける体制(専従者、連絡先)がない。	5	2.9
12	その他	9	5.1
13	特に問題はない。	5	2.9
	無回答	2	1.1
計		175	100.0

「12. その他」の内容(記載されているもの)

・会員の高齢化
・知名度不足
・活動に協力してくれる人がいない
・募集しても人が集まらない
・役員が少なく、休会が多くなっている
・若い人の参加が少ない

問11 これからの桐生市において、地域でのボランティアや助け合いなど、地域福祉活動をさらに活性化させるために必要だと思うことをお答えください。（3つ）

	必要だと思うこと	回答数	構成比(%)
1	市民に向けて地域福祉に関する情報をPRする。	26	15.9
2	個人がいつでも地域活動に参加できる仕組みづくりをする。	25	15.2
3	活動のリーダーや福祉活動に携わる人を養成する。	24	14.6
4	団体活動の拠点となる場を整備する。	6	3.7
5	団体間の交流機会(イベントなど)を充実させる。	14	8.5
6	活動費・運営費などの資金を確保する。	16	9.8
7	地域福祉活動に関する知識を深めるための研修などを行う。	15	9.1
8	支援を必要とする人からの情報収集に力を入れる。	16	9.8
9	学校や社会における福祉教育を充実する。	12	7.3
10	その他	1	0.6
11	無回答	9	5.5
計		164	100.0

「10. その他」の内容

※記載されているものはありませんでした。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会 報告

開催回数 6回 参加者合計人数 283人

対象者 自治会役員及び民生委員、地域包括支援センター職員

開催期日	対象地区	会場	参加人数
平成26年6月24日	22区	市役所黒保根支所	9人
平成26年6月25日	19区、20区、21区	市役所新里支所	33人
平成26年7月1日	12区、13区、18区	広沢公民館	38人
平成26年7月8日	1区、2区、3区、8区、9区、10区	中央公民館	60人
平成26年7月9日	15区、16区	相生公民館	53人
平成26年7月10日	4区、5区、6区、7区11区、 14区、17区	総合福祉センター	90人

内容 第1次計画の説明後、各グループに別れて懇談、発表

意見のまとめ

① 第1次計画の評価について

- ・計画について知らなかった。
- ・具体性に欠けていて、評価が難しい。
- ・計画に基づき、地域住民による見守り活動が推進し、効果が上がった。
- ・サロン活動が活発になった。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・単身高齢者及び高齢者のみ世帯への支援をどうすれば良いか。
- ・高齢者の買い物や通院が困難になっている。
- ・支援を拒否する世帯もあり、支援方法が分からない。

【サロン活動について】

- ・サロン活動の充実が必要。新規の方が参加出来るようなプログラム作りが必要。

【介護予防について】

- ・「元気おりおり体操」の参加者をもっと増やすことが必要。

【災害時の支援について】

- ・災害時の要援護者に対する支援をどうしたら良いか不安。民生委員のみでは範囲に無理がある。

【福祉の情報について】

- ・福祉情報が必要な人に提供されていない。相談場所が分からない人もいる。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・個人情報保護のもとに、支援が必要な人の情報の適切な共有ができない。

【その他の意見】

- ・デマンドバスの範囲の拡大が必要。  関係所管への連絡を行う。
- ・高齢者のみならず、児童福祉の充実が必要。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・高齢者への支援等、関係機関が解決にむけて連携する必要がある。
- ・各機関の調整を図る役割の機関が必要。
- ・地域住民による見守り活動を拡充させ、支援が必要な人の見守りを行う。
- ・既存のネットワークの活用が必要。

【サロン活動について】

- ・地域住民が担い、住民のつながりをつくる必要がある。

【介護予防について】

- ・専門機関との連携が必要。
- ・集会所等、身近な場所での実施する。

【災害時の支援について】

- ・各機関での連携を図る必要がある。

【福祉の情報について】

- ・回覧板の配布方法・サロン等を活用し、地域住民の同士が知り合いとなる機会をつくる必要がある。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・関係機関における情報共有に向けての協議が必要。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場 市役所 黒保根支所

グループ数 2

日時 6月24日 19時～20時30分

対象区域 22区

参加人数 9人

①第1次計画の評価について

【計画の周知について】

- ・1次計画を知らなかった。

【計画の評価】

- ・1次計画について、具体性が欠けている。
- ・より具体的な指針が行政から示されれば、より具体的な評価が出来る。
- ・A評価と言えるような実績ではない。
- ・具体的な数値が設定されておらず、分かりづらい。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・黒保根地区は、集落が点在している。各々の地域の特色を理解した上での活動が必要。
- ・見守りはあるが、離れていて難しい。
- ・人口が減少し、地域コミュニティの崩壊が始まっている。
- ・地域によっては、買い物難民が発生している。

【災害時の支援について】

- ・災害時の支援を検討する必要がある。

【サロン活動について】

- ・若い世代・新規参加者が少なく、サロン活動がマンネリ化している。

【その他の意見】

- ・地域包括支援センターが新里にあり、相談しにくい。
- ・黒保根町内に相談窓口が欲しい。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・「介護予防」に向けて、専門機関の後方支援が必要。
- ・「地域」の特性を踏まえた上で、住民・行政・社協が連携し、解決を図る。
- ・住民、行政、福祉サービス事業所等が顔を合わせる場が必要ではないか。

【サロン活動について】

- ・地域づくりのためのサロン活動の充実が必要。そのことが、地域住民のつながりを作り、有事の際の地域の力となる。
- ・既存の施設を使った常設サロンをつくる。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場	市役所 新里支所	グループ数	3
日時	6月25日 19時～20時40分	対象区域	19区、20区、21区
参加人数	33人		

①第1次計画の評価について

【一次計画の評価及び周知について】

- ・1次計画について、知らなかった。
- ・1次計画について、周知の仕方を工夫すべきである。
- ・民生委員改選時には、新任民生委員に説明する機会を設けるべきである。

【見守り活動について】

- ・見守り活動について、区を超えた横のつながりをつくるため、全体懇談会等を開催した方が良い。
- ・町会と民生委員が協力し、見守り活動を行った。

【サロン活動について】

- ・サロン事業について推進が図れた。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・19区は山間部であるため、緊急時、通院、買い物支援等、高齢者の支援を検討する必要がある。
- ・民生委員が社会福祉協議会に課題を挙げて解決になっているか。
- ・自治会との横のつながりが必要ではないか。
- ・見守り活動については、班長との連携も必要なのではないか。

【災害時の支援について】

- ・災害時の支援が不安。(民生委員だけでは対処しきれない。)
- ・災害支援マップを作ったほうが良い。
- ・災害時の支援について、個人情報共有の仕方を検討する必要がある。
- ・自治会まで災害時要援護者等の情報が欲しい。
- ・民生委員活動が地域で良く理解されていない。

【福祉の情報について】

- ・福祉情報が必要な人に適切に提供されていない。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・町会長の立場から転入者の情報が分からない。自治会の加入も拒否されるケースがある。
- ・民生委員が持っている情報をどこまで共有できるか課題。
- ・個人情報の縛りがあり、活動が制限されている。

【その他の意見】

- ・サロンやお祭り等、住民が顔見知りとなれるような地区のイベントが必要。
- ・民生委員活動をしていてアパートが多いので、地図が分からなくて困る。
- ・デマンドバスをもう少し、厚生病院など広い地域まで広げて欲しい。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・自治会及び民生委員、老人会などの月1回でも良いので、話し合う場があれば横のつながりができる。
- ・自助も必要。
- ・地域包括支援センターとの連携が必要。

【災害時の支援について】

- ・災害時の支援のため、町会と民生委員の対象者についての情報共有が必要。

【福祉の情報について】

- ・行政が、福祉情報の提供の仕方について工夫する必要がある。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・個人情報の取扱いについての協議が必要。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場	広沢公民館	グループ数	3
日時	7月1日 19時～20時40分	対象区域	12区、13区、18区
参加人数	38人		

①第1次計画の評価について

【見守り活動について】

- ・見守り活動が始まった。
- ・計画についての周知が足りない。
- ・計画についての見直しが必要な場合は定期的に懇談会を行う必要がある。
- ・65歳以上高齢者及び身体の不自由な方を訪問している。周知について検討が必要。

【サロンについて】

- ・民生委員と警察が協力し、サロンを行っている。
- ・サロンを実施。参加者は女性が多く、男性少ない。活動の一部として見守りは行っている。
- ・サロン活動を行っていたが、集まりが悪い。集めることが難しい。

【自主防災について】

- ・自主防災、見守りが始まった。

【その他】

- ・住民がもっと積極的に地域づくりに参加しなければならないと感じる。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・民生委員だけの活動では難しい。見守り活動等住民の協力と行政のバックアップが必要。
- ・組織立った活動よりも「隣組」等の活動が有効ではないか。
- ・広報等を手配りで配布して安否確認をしている。
- ・老々介護への見守りが必要。
- ・民生委員のところへ仕事の相談に来る人がいる。
- ・見守りするなかで、受け入れてくれない人もいる。
- ・見守りについて、地域特性を活かしながら今後も、老人会等の関係機関の見守りが必要。
- ・見守り活動について、進んでいる町会とそうでない町会がある。区全体で進める必要がある。
- ・町会の役員が替わりすぎてしまう。
- ・買い物難民、通院等で車が必要。介護保険サービスだけでは難しい。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・個人情報の扱いを考えていく必要がある。
- ・個人情報保護が優先され、必要な情報が共有されていない。

【介護予防について】

- ・「元気おりおり体操」について、継続した方が良い。もっと参加者が増えるように、身近に参加出来る場所でも実施していくべきである。
- ・将来的な不安を無くすためにも、介護予防は必要。

【サロン活動について】

- ・高齢者、独居の方が増えているなかで、地域の方が集められる場所が必要であると思う。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・仕組みをつくる。地域の支え合いの中で、何も関わりを持っていない人の情報が入りづらい。何かあった時は、組長や町会へ一報を入れるという仕組みを作る。(長期不在、入院など)
- ・組織を作る。それを細分化することが大事。細分化して強化することで、色々な方を巻き込んで、地域を支えていく。組織を作るとなると、引っ張っていく人が必要になる。
- ・町会や民生委員が協力して行うべきである。
- ・区、町会、組が一体的になる。どこか一つではなく、みんなで解決に向けて進めていく。

【サロン活動について】

- ・地域ニーズに応じてサロンの場所を広げていく。

【災害時の支援について】

- ・災害時に少数での支援には無理がある。皆で支え合う必要がある。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・見守りをするなかで、個人情報の壁がある。

【その他の意見】

- ・婦人会の協力を得る。
- ・地区の民生委員会議で、社協職員に参加を求める。地区担当制で社協職員が地区の民生委員会議に参加する。
- ・地域でどんな取り組みをしているかを知り、それを情報提供していく。
- ・行政の情報をまとめる。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場	中央公民館	グループ数	5
日時	7月8日 19時～20時40分	対象地域	1区、2区、3区、8区、9区、10区
参加人数	60人		

①第1次計画の評価について

【見守りについて】

- ・見守り実施。負担にならないように工夫して実施している。民生委員と町務員が協力して実施。

【一時計画の周知及び評価について】

- ・計画自体知らないなので、評価の仕様がなない。

【その他】

- ・老人会と民生委員の接点がない。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・世の中と接点がない人がいる。
- ・支援を拒否する単身高齢者もいる。支援が出来ない。
- ・若い人がいなくなってしまう。
- ・単身高齢者世帯の増加。
- ・自治会加入を拒むケースもあるので、見守りは難しい。
- ・地域をコーディネートしていく専門機関が必要。
- ・身よりのない人がいて困る。

【災害時の支援について】

- ・災害時の避難場所を近くに設置する必要がある。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・民生委員と町会の話し合いの場がなく、見守りが必要な高齢者等の情報が共有されていない。
- ・誰が住んでいるか分からない。
- ・孤独死が2件あった。近所でも情報がないことが多い。
- ・最低限度の情報共有が必要。

【サロン活動について】

- ・サロン活動の充実が必要。

【児童福祉について】

- ・高齢者に目がいつているが、子どもにも目を向けるべき。

【その他の意見】

- ・民生委員のなり手がいないので大変。
- ・マンション等に広報紙が配布出来ていない。
- ・買い物・通院のための公共機関の充実が必要。
- ・近所の商店が無くなり、高齢者の買い物不便。
- ・自主防災組織の設立は、全員の承諾をもらうなど難しい。行政にはもっと簡素化してほしい。
- ・婦人消防隊組織について見直す必要がある。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・見守りを継続させる必要がある。
- ・自主防災については町会単位で組織する方が良い。
- ・町会と民生委員が常に連絡を取り合う。
- ・地域活動として、各機関のつながりを明確にしていくことが必要。
- ・見守りについては民生委員が担うべきである。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・必要な情報を共有する必要がある。
- ・名簿の守秘義務を徹底する。ある程度個人情報を出さないと見守りは出来ない。

【その他の意見】

- ・自治会と民生委員との関係性にバラツキがある。取りまとめる機関があると良い。
- ・買い物支援については移動販売の車があると良い。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場	相生公民館	グループ数	4
日時	7月9日 19時～20時40分	対象地域	15区、16区
参加人数	53人		

①第1次計画の評価について

【1次計画の評価及び周知について】

- ・第1次計画自体知らなかった。
- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画は、言葉が難しすぎる。
- ・新任民生委員に対しての説明の機会を設けるべき。

【見守り活動について】

- ・見守り活動が始まった。
- ・見守りもサロンもしていない。実施には困難がある。

【その他】

- ・仕事が増えているので行政の協力が必要。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・支援拒否等の問題を抱えるケースの支援について検討する必要がある。
- ・空家等の問題。
- ・母子世帯への支援のあり方。
- ・高齢者のみ世帯への支援。
- ・高齢者のみ世帯への見守り及び調査が必要ではないか。
- ・買い物難民の支援。
- ・障害のある人の家への訪問をどうしたら良いか。
- ・軽度の精神障害者の方への支援。

【災害時の支援について】

- ・災害時の支援について検討する必要がある。

【福祉の情報について】

- ・何処に相談したら良いか分からない人がまだまだいる。
- ・見守りを町会の仕事とすると町会の負担が大きくなる。
- ・高齢者の介護保険についての理解が不十分。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・支援対象者の情報共有について。
- ・誰が何処に住んでいるか分からない。

【見守りについて】

- ・地域の方と一緒に見守りができたら良い。

【その他の意見】

- ・行政の横のつながりをもっとしっかり。(無駄が多い)
- ・長寿センターなどの施設がない。
- ・隣市と福祉サービスを同じ程度とされたい。
- ・高齢者の交通手段の確保が必要。
- ・老人会が解散してしまった。
- ・買い物、通院の足がない。(公共交通)

- ・児童の夜間のたまり場になっている場所がある。
- ・緊急連絡カード・緊急通報装置の配布対象の拡大が必要。
- ・高齢者基礎調査対象年齢が65歳では早いのではないか。
- ・スーパーが買い物を届けてくれるようなシステムがあると良い。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・親子の絆を取り戻す必要がある。
- ・見守りとパトロール等、既存のネットワーク活用が必要。

【福祉の情報について】

- ・回覧版の配布方法・サロン等を活用し、地域住民同士が顔見知りとなる機会をつくる必要がある。
- ・各種機関の広報活動の充実が必要。

【その他の意見】

- ・行政に頼ってばかりでは進まない。住民が主体となるべきである。
- ・月1, 2回程度の買い物ツアーの企画が必要。

地域福祉活動計画作成に伴う地区別懇談会まとめ

会場	総合福祉センター	グループ数	10
日時	7月10日 19時～20時55分	対象区域	4区、5区、6区、7区、11区
参加人数	90人		14区、17区

①第1次計画の評価について

【1次計画の評価及び周知について】

- ・第1次計画について知らなかった。
- ・年度ごとに懇談会を開催し、意見を聞けば良かった。

【介護予防について】

- ・介護予防及び見守りについても浸透していない。
- ・元気おりおり体操については継続すべきである。

【サロン活動について】

- ・サロン活動が推進できた。

②地域福祉課題の重点項目について

【日常の課題について】

- ・単身高齢者の支援について。
- ・支援を拒否するケースの対応を検討する必要がある。
- ・若い方に地域活動に参加してもらう必要がある。
- ・町会費を納めない人がいる。
- ・子どもの数が少なく、高齢者が多い。

【災害時の支援に関して】

- ・災害時の支援について検討する必要がある。

【個人情報の取り扱いに関して】

- ・情報共有に関する個人情報保護にジレンマが発生している。
- ・地域に新しく転入してきた方をどう把握するかが問題。

【その他の意見】

- ・山間部は道路事情が悪い。

③誰がどう担うか、解決に向けて

【日常の課題について】

- ・コミュニティーソーシャルワーカーを設置し、地区の福祉活動の充実を図る。
- ・町会と民生委員が連携する必要がある。

【個人情報の取り扱いに関して】

- ・各団体が個人情報を共有できるシステムをつくる必要がある。

【サロン活動について】

- ・サロン活動を活発化させ、地域の関係を密接にする。

【その他の意見】

- ・集会所を活用する必要がある。
- ・長寿センターをより活用する必要がある。

桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として作成された桐生市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、桐生市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の進捗状況の把握に関すること。
- （2）計画の評価及び見直しに関すること。
- （3）その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行にあたっては、社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の所管する桐生市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- （1）市民組織代表者
- （2）医療・社会福祉関係団体代表者
- （3）公募による市民
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、市職員及び社会福祉法人桐生市社会福祉協議会の職員をもって組織する。
- 3 作業部会に座長及び副座長を置く。
- 4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法人桐生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成した桐生市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進するため、桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の進捗状況の把握に関すること。
- （2）計画の評価及び見直しに関すること。
- （3）その他計画の推進に関すること。

2 前項の所掌事項の遂行にあたっては、桐生市の所管する桐生市地域福祉計画と連携していくものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （1）市民組織代表者
- （2）医療・社会福祉関係団体代表者
- （3）公募による市民
- （4）その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会）

第7条 委員会に、計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、市職員及び本会職員をもって組織する。

3 作業部会に座長及び副座長を置く。

4 作業部会は、座長が招集し、議長となる。

（意見の聴取等）

第8条 委員会及び作業部会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、地域福祉係に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

第2次桐生市地域福祉計画・第2次桐生市地域福祉活動計画

発行日 平成27年3月

発行者 桐生市保健福祉部福祉課

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

電話番号 0277-46-1111（代表） ファックス番号 0277-45-2940

Eメール fukushi@city.kiryu.lg.jp

社会福祉法人 桐生市社会福祉協議会

〒376-0006 桐生市新宿三丁目3番19号

電話番号 0277-46-4165 ファックス番号 0277-46-4166

Eメール kiryu-soumu@be.wakwak.com

* この計画は、赤い羽根共同募金の配分を受けて作成しました。